資料５

加東市水防計画（案）新旧対照表

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
第１章　総　則	**第１章　総　則**	
第１節　（略）	**第１節　（略）**	
第２節　用語の定義	**第２節　用語の定義**	
この計画における用語は次によるものとする。	この計画における用語は次によるものとする。	
１　水防管理団体（法第２条第２項） 水防の責任を有する市町をいう。	**１　水防管理団体（法第２条第２項）** 水防の責任を有する市　をいう。	字句の削除
２　水防管理者（法第２条第３項） 水防管理団体である市町の長をいう。	**２　水防管理者（法第２条第３項）** 水防管理団体である市の長　をいう。	字句の削除
３　消防機関の長（法第２条第５項） 消防本部を置く市町にあっては消防長を、消防本部を置かない市町にあっては消防団の長をいう。	**３　消防機関の長（法第２条第５項）** 消防本部を置く市にあっては消防長　　をいう。	字句の削除
４　水防警報（法第２条第８項） 国土交通大臣又は知事が、それぞれ指定した河川について、洪水、津波又は高潮によって災害がおこるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。加東市内においては、河川のみ発表される。 水防警報第１号＝待機 水防警報第２号＝準備 水防警報第３号＝出動 水防警報第４号＝解除	**４　水防警報（法第２条第８項）** 国土交通大臣又は知事が、それぞれ指定した河川について、洪水　　によって災害がおこるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。加東市内においては、河川のみ発表される。 水防警報第１号＝待機 水防警報第２号＝準備 水防警報第３号＝出動 水防警報第４号＝解除	字句の削除
５～10　（略）	**５～10　（略）**	
11　避難判断水位 市が発する高齢者等避難の　　目安となる水位であり、氾濫に関する情報について住民への注意喚起となる水位。	**11　避難判断水位** 市が発する高齢者等避難の発令判断の目安となる水位であり、氾濫に関する情報について住民への注意喚起となる水位。	県水防計画に伴う追記
12・13　（略）	**12・13　（略）**	
第３節　水防の責任　（関係部分を要約して抜粋）	**第３節　水防の責任　（関係部分を要約して抜粋）**	
１～４　（略）	**１～４　（略）**	
５　知事の責任（法第１０条第３項、法第１１条、法第１３条第２項・第３項、法第１３条の２第１項、法第１３条の３、法第１３条の４、法第１４条第１項・第３項、法第１４条の２第１項・第３項、法第１４条の３第１項・第３項、法第１５条の１０第１項、法第１６条第１項・第３項） (1)～(9)　（略）	**５　知事の責任（法第１０条第３項、法第１１条、法第１３条第２項・第３項、法第１３条の２第１項、法第１３条の３、法第１３条の４、法第１４条第２項・第４項、法第１４条の２第１項・第３項、法第１４条の３第１項・第３項、法第１５条の１０第１項、法第１６条第１項・第３項）** (1)～(9)　（略）	県水防計画に伴う修正
６　市防災会議の責任（法第１５条第１項・第２項）　（略）	**６　市防災会議の責任（法第１５条第１項・第２項）　（略）**	
７　市長の責任（法第１３条の２第２項、法第１４条の２第１項・第３項、法第１５条第３項、法第１５条の３第３項、法第１５条の１１） (1)～(4)　（略） (5)　市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、	**７　市長の責任（法第１３条の２第２項、法第１４条の２第１項・第３項、法第１５条第３項、法第１５条の３第３項、法第１５条の１１）** (1)～(4)　（略） (5)　市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、	

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。	洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について必要な助言又は勧告をすることができる。	県水防計画に伴う追記
(6)　(略)	(6)　(略)	
８～14　（略）	**８～14　（略）**	
第４節　（略）	**第４節　（略）**	
第２章　水防組織	**第２章　水防組織**	
第１節　水防対策本部	**第１節　水防対策本部**	
１　設置　（略）	**１　設置　（略）**	
２　構成 水防対策本部は、市長を水防対策本部長（以下「本部長」という。）、副市長を水防対策副本部長（以下「副本部長」という。）として以下の構成により組織する。 ただし、市長が不在の場合は、副市長、教育長、技監の順に本部長を代理する。	**２　構成** 水防対策本部は、市長を水防対策本部長（以下「本部長」という。）、副市長を水防対策副本部長（以下「副本部長」という。）として以下の構成により組織する。 ただし、市長が不在の場合は、副市長、教育長、技監の順に本部長を代理する。	
名称：加東市水防対策本部 本部長：市長 副本部長：副市長、教育長、技監 本部員：議会事務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、こども未来部長、秘書室長、防災課長、加東消防署副署長、消防団長 設置場所：市役所内 設置基準：水防第２号配備の配備基準を満たしたとき 廃止基準：(1) 予想された風水害の発生のおそれが解消したと認めたとき。 (2) 災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したとき。 (3) 災害対策本部に移行したとき。	名称：加東市水防対策本部 本部長：市長 副本部長：副市長、教育長、技監 本部員：議会事務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、こども未来部長、秘書広報課長、防災課長、加東消防署副署長、消防団長 設置場所：市役所内 設置基準：水防第２号配備の配備基準を満たしたとき 廃止基準：(1) 予想された風水害の発生のおそれが解消したと認めたとき。 (2) 災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したとき。 (3) 災害対策本部に移行したとき。	加東市事務分掌条例の一部改正に伴う修正
水防対策本部組織図　（略）	水防対策本部組織図　（略）	
３・４　（略）	**３・４　（略）**	
第２節　消防団水防班　（略）	**第２節　消防団水防班　（略）**	
第３章　水防体制	**第３章　水防態勢**	字句の修正
第１節　水防体制	**第１節　水防態勢**	
風水害のおそれのある場合、河川水位、大雨警報（土砂災害）、水防警報及び水防指令を参考に、水防体制に入るものとする。	風水害のおそれのある場合、河川水位、大雨警報（土砂災害）、水防警報及び水防指令を参考に、水防態勢に入るものとする。	

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞

第２節　水防非常配備

市長は、水防体制に入る必要があると認めるときは、職員及び水防団員に水防非常配備につくよう指令する。ただし、防災課長が緊急に非常配備体制につく必要があると認めたときは、独自の判断により配備の発令及び体制の強化を行わなければならない。この場合、速やかに市長に報告を行うものとする。

１　水防連絡体制

(1) 連絡員待機

防災課長は、本部が設置されるまでの間で、初動体制を確立するため、必要と認める場合は、防災課員に対し、連絡員待機を指令するものとする。

体制区分	配　備　時　期	体制の内容
連絡員待機	(1)・(2)　(略)	防災課の職員１～２名で情報収集に当たる

(2) 水防第０号配備

防災課長は、本部が設置されるまでの間で、初動体制を確立するため、必要と認める場合は、防災課員及び各部あらかじめ定められた職員（水防第０号配備職員）に対し、配備を指令するものとする。

体制区分	配　備　時　期	体制の内容
水防第０号配備体制	(1) 河川水位が水防団待機水位（通報水位）を突破したとき ※水防団待機水位：板波（加古川）2.00m、大門（加古川）0.00m、吉井上流（東条川）1.50m、家原（千鳥川）1.40m (2)　(略)	各部あらかじめ定められた職員で、主として情報収集・警戒に当たる ［その他、自宅待機］

２　水防警戒配備　（略）

３　水防非常配備

市長は、水防のため本部設置が必要と認める場合は、本部を設置し、以下のとおり配備を発令するものとする。

体制区分	配　備　時　期	体制の内容
水防第２号配備体制	(1) 河川水位が氾濫注意（警戒）水位を突破又は突破のおそれがあり、更なる水位上昇が予想されるとき ※氾濫注意水位：板波（加古川）3.50m、大門（加古川）1.50m、吉井上流（東条川）2.00m、家原（千鳥川）2.30m (2)～(4)　(略)	各部あらかじめ定められた職員を配備し、災害対策等にあたる。 ［その他、自宅待機］
水防第３号配備体制	警戒レベル３（高齢者等避難）を市が発令するとき。	職員全員を配置し災害応急対策に万全を図る。

第３節～第６節　（略）

第４章　重要水防箇所と危険が予想される箇所等

＜改　　正　　後＞

第２節　水防非常配備

市長は、水防態勢に入る必要があると認めるときは、職員及び水防団員に水防非常配備につくよう指令する。ただし、防災課長が緊急に水防非常配備につく必要があると認めたときは、独自の判断により配備の発令及び体制の強化を行わなければならない。この場合、速やかに市長に報告を行うものとする。

１　水防連絡体制

(1) 連絡員待機

防災課長は、本部が設置されるまでの間で、初動体制を確立するため、必要と認める場合は、防災課員に対し、連絡員待機を指令するものとする。

体制区分	配　備　時　期	体制の内容
連絡員待機	(1)・(2)　(略) (3) この他、市長が必要と認めるとき	防災課の職員１～２名で情報収集に当たる

(2) 水防第０号配備

防災課長は、本部が設置されるまでの間で、初動体制を確立するため、必要と認める場合は、防災課員及び各部あらかじめ定められた職員（水防第０号配備職員）に対し、配備を指令するものとする。

体制区分	配　備　時　期	体制の内容
水防第０号配備体制	(1) 河川水位が水防団待機水位（通報水位）を突破したとき ※水防団待機水位：板波（加古川）2.00m、吉井上流（東条川）1.50m、家原（千鳥川）1.40m (2)　(略) (3) この他、市長が必要と認めるとき	各部あらかじめ定められた職員で、主として情報収集・警戒に当たる ［その他、自宅待機］

２　水防警戒配備　（略）

３　水防非常配備

市長は、水防のため本部設置が必要と認める場合は、本部を設置し、以下のとおり配備を発令するものとする。

体制区分	配　備　時　期	体制の内容
水防第２号配備体制	(1) 河川水位が氾濫注意（警戒）水位を突破又は突破のおそれがあり、更なる水位上昇が予想されるとき ※氾濫注意水位：板波（加古川）3.50m、吉井上流（東条川）2.00m、家原（千鳥川）2.30m (2)～(4)　(略)	各部あらかじめ定められた職員を配備し、災害対策等にあたる。 ［その他、自宅待機］
水防第３号配備体制	警戒レベル３（高齢者等避難）を市が発令するとき。	職員全員を配置し災害応急対策に万全を図る。

第３節～第６節　（略）

第４章　重要水防箇所と危険が予想される箇所等

＜修正理由＞

字句の修正

配備時期の追記

大門水位観測所から水防団待機水位がなくなったことに伴う削除

配備時期の追記

大門水位観測所から氾濫注意水位がなくなったことに伴う削除

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞

第１節　重要水防箇所　【R3.５現在】

水防活動時に重点的に巡視・点検が必要な箇所等は次のとおりとされ、水防上の重要度によって区分されている。

１　国土交通省（姫路河川国道事務所）直轄

(1) 加古川左岸

河川	重要水防箇所							
	岸別	延長m	距離杭	地先名	種別	重要度	備考	地図番号
加古川	左	650	25.50～26.15km	西古瀬	越水（溢水）	A		47
	左	550	26.15～26.70km	西古瀬	越水（溢水）	B		49
	左	400	26.70～27.10km	西古瀬	越水（溢水）	A		50
	左	１ヶ所	26.87km	西古瀬	工作物	A	西古瀬樋門	51
	左	800	27.10～27.90km	大門	越水（溢水）	B	無堤区間	52
	左	400	27.90～28.30km	大門	越水（溢水）	A		55
	左	100	28.00～28.10km	大門	水衝・洗掘	A		56
	左	200	30.10～30.30km	野村	越水（溢水）	B		59
	左	200	30.70～30.90km	貝原	越水（溢水）	B	無提区間	62
	左	１ヶ所	30.70km	貝原	工作物	B	福田橋	63
	左	200	30.90～31.10km	貝原	越水（溢水）	A	無堤区間	65
	左	200	31.10～31.30km	貝原	越水（溢水）	B	無提区間	68
	左	600	31.30～31.90km	西垂水	越水（溢水）	A	無堤区間	69
	左	400	31.90～32.30km	河高	越水（溢水）	B		70
	左	100	31.90～32.00km	河高	水衝・洗掘	A		71
	左	600	32.50～33.10km	穂積	越水（溢水）	A		73
	左	1,200	33.10～34.30km	北野	越水（溢水）	B		74
	左	１ヶ所	33.80km	下滝野	工作物	B	滝野大橋	75
	左	１ヶ所	34.60km	上滝野	工作物	A	滝見橋	78
	左	1,100	35.30～36.40km	多井田	越水（溢水）	A	無堤区間	79
	左	100	36.40～36.50km	西脇市高松町	越水（溢水）	B		83

＜改　正　後＞

第１節　重要水防箇所　【R4.５現在】

水防活動時に重点的に巡視・点検が必要な箇所等は次のとおりとされ、水防上の重要度によって区分されている。

１　国土交通省（姫路河川国道事務所）直轄

(1) 加古川左岸

河川	重要水防箇所							
	岸別	延長m	距離杭	地先名	種別	重要度	備考	地図番号
加古川	左	600	25.50～26.10km	西古瀬	越水（溢水）	A		45
	左	600	26.10～26.70km	西古瀬	越水（溢水）	B		47
	左	400	26.70～27.10km	西古瀬	越水（溢水）	A		48
	左	１ヶ所	26.87km	西古瀬	工作物	A	西古瀬樋門	49
	一	１ヶ所	27.80km	大門	工作物	B	大門橋	50
	左	400	27.90～28.30km	大門	越水（溢水）	A		52
	左	100	28.00～28.10km	大門	水衝・洗掘	A		53
	左	200	30.70～30.90km	貝原	越水（溢水）	B	無提区間	57
	一	１ヶ所	30.70km	貝原	工作物	B	福田橋	58
	左	200	30.90～31.10km	貝原	越水（溢水）	A	無堤区間	60
	左	200	31.10～31.30km	貝原	越水（溢水）	B	無提区間	63
	左	800	31.30～32.10km	西垂水	越水（溢水）	A	無堤区間	64
	左	100	31.80～31.90km	西垂水	堤体漏水	A	目視点検で d 判定（31.8k＋40m）	65
	左	100	31.90～32.00km	河高	水衝・洗掘	A		66
	左	200	32.10～32.30km	河高	越水（溢水）	B		68
	左	600	32.50～33.10km	穂積	越水（溢水）	A		69
	左	100	32.80～32.90km	穂積	堤体漏水	A	目視点検で d 判定（32.8k）	71
	左	1,200	33.10～34.30km	北野	越水（溢水）	B		72
	一	１ヶ所	33.80km	北野	工作物	B	滝野大橋	74
	一	１ヶ所	34.60km	新町	工作物	A	滝見橋	75
	左	200	34.70～34.90km	新町	越水（溢水）	B		76
	左	100	35.20～35.30km	多井田	堤体漏水	A	目視点検で d 判定（35.2k＋90m）	77
	左	1,100	35.30～36.40km	多井田	越水（溢水）	A	無堤区間	78
	左	100	36.40～36.50km	西脇市高松町	越水（溢水）	B		82

＜修正理由＞

加古川・揖保川水防協議会資料に伴う修正

加古川・揖保川水防協議会資料に伴う修正

加古川・揖保川水防協議会資料に伴う修正

加古川・揖保川水防協議会資料に伴う修正

加古川・揖保川水防協議会資料に伴う修正

加古川・揖保川水防協議会資料に伴う修正

加古川・揖保川水防協議会資料に伴う修正

加古川・揖保川水防協議会資料に伴う修正

加古川・揖保川水防協議会資料に伴う修正

字句の修正

加古川・揖保川水防協議会資料に伴う修正

加古川・揖保川水防協議会資料に伴う修正

加古川・揖保川水防協議会資料に伴う修正

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞

(2) 加古川右岸

河川	重要水防箇所							
	岸別	延長m	距離杭	地先名	種別	重要度	備考	地図番号
加古川	右	200	30.50～30.70km	河高	越水（溢水）	B		60
	右	200	30.70～30.90km	河高	越水（溢水）	A		61
	右	1,600	30.90～32.50km	河高	越水（溢水）	B		64
	右	1,600	31.00～32.60km	河高	堤体漏水	B		66
	右	1,600	31.00～32.60km	河高	基礎地盤漏水	B		67
	右	1,400	32.50～33.90km	河高	越水（溢水）	A		72
	右	200	33.90～34.10km	下滝野	越水（溢水）	B	無提区間	76
	右	1,000	34.10～35.10km	上滝野	越水（溢水）	A	無堤区間	77
	右	400	35.70～36.10km	上滝野	越水（溢水）	B		80
	右	200	36.10～36.30km	上滝野	越水（溢水）	A		81
	右	200	36.30～36.50km	西脇市板波町	越水（溢水）	B		82

(3) 東条川　（略）

2　県土整備部（加東土木事務所）所管

(1)・(2)　（略）

(3)　東条地域

河川	重要水防箇所							
	岸別	延長m	地点	危険理由		対策工法	区域	地図番号
東条川	右	600	松沢　新橋下流	工作物	4－要	積土俵	要	27
	右	200	松沢　新橋上流	堤防高	3－要	積土俵	要	28
	右	400	掎鹿谷　東条東小学校下流	洗掘	2－要	木流し	要	29
	左	300	長井　暁雲橋上下流	洗掘	2－要	木流し	要	30
	左	400	長井　雲龍橋上流	洗掘	2－要	木流し	要	31
	右	600	黒谷　雲龍橋上下流	洗掘	2－要	木流し	要	32
	右	300	古家、常田　住吉橋上下流	洗掘	1－要	木流し	要	33
	左	500	貞守、少分谷　一ノ井堰下流	工作物	3－B	積土俵	B	34
	左	150	少分谷　上橋上下流	堤防高	2－A	積土俵	A	35
	右	500	西戸　上橋上下流	堤防高	2－A	積土俵	A	36
鴨川	左	600	古家　井船橋～東条川合流点	堤防高	2－B	積土俵	B	37
	右	550	黒谷　井船橋～東条川合流点	堤防高	2－B	積土俵	B	38

※　区域別（県）

A	水防上最も重要な区域
B	次に重要な区域

※　危険理由①　背後地の重要度に関する基準（県）

1	市街地又は集落を形成している区域
2	公共施設（鉄道、国県市町道）、公共建物（官公庁、学校、病

＜改　正　後＞

(2) 加古川右岸

河川	重要水防箇所							
	岸別	延長m	距離杭	地先名	種別	重要度	備考	地図番号
加古川								
	右	200	30.70～30.90km	河高	越水（溢水）	A		56
	右	1,000	30.90～31.90km	河高	越水（溢水）	B		59
	右	1,600	31.00～32.60km	河高	堤体漏水	B		61
	右	1,600	31.00～32.60km	河高	基礎地盤漏水	B		62
	右	800	31.90～32.70km	河高	越水（溢水）	A		67
	右	1,000	32.70～33.70km	下滝野	越水（溢水）	B		70
	右	1,400	33.70～35.10km	上滝野	越水（溢水）	A		73
	右	600	35.50～36.10km	上滝野	越水（溢水）	B		79
	右	200	36.10～36.30km	上滝野	越水（溢水）	A		80
	右	200	36.30～36.50km	西脇市板波町	越水（溢水）	B		81

(3) 東条川　（略）

2　県土整備部（加東土木事務所）所管

(1)・(2)　（略）

(3)　東条地域

河川	重要水防箇所							
	岸別	延長m	地点	危険理由		対策工法	区域	地図番号
東条川	右	600	松沢　新橋下流	工作物	4－要	積土俵	要	27
	右	200	松沢　新橋上流	堤防高	3－要	積土俵	要	28
	右	400	掎鹿谷　大岩橋上　下流	洗掘	2－要	木流し	要	29
	左	300	長井　暁雲橋上下流	洗掘	2－要	木流し	要	30
	左	400	長井　雲龍橋上流	洗掘	2－要	木流し	要	31
	右	600	黒谷　雲龍橋上下流	洗掘	2－要	木流し	要	32
	右	300	古家、常田　住吉橋上下流	洗掘	1－要	木流し	要	33
	左	500	貞守、少分谷　一ノ井堰下流	工作物	3－B	積土俵	B	34
	左	150	少分谷　上橋上下流	堤防高	2－A	積土俵	A	35
	右	500	西戸　上橋上下流	堤防高	2－A	積土俵	A	36
鴨川	左	600	古家　井船橋～東条川合流点	堤防高	2－B	積土俵	B	37
	右	550	黒谷　井船橋～東条川合流点	堤防高	2－B	積土俵	B	38

※　区域別（県）

A	水防上最も重要な区域
B	次に重要な区域

※　危険理由①　背後地の重要度に関する基準（県）

1	市街地又は集落を形成している区域
2	公共施設（鉄道、国県市町道）、公共建物（官公庁、学校、病

＜修正理由＞

加古川・揖保川水防協議会資料に伴う修正

加古川・揖保川水防協議会資料に伴う修正

加古川・揖保川水防協議会資料に伴う修正

加古川・揖保川水防協議会資料に伴う修正

県水防計画に伴う修正

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞

要	要注意区域		院等）のうち、重要なものが所在する区域
		3	農地、工場等の地域経済において重要な区域
		4	その他上記に準じる重要な区域

重要水防箇所評定（指定）基準【国土交通省（県）】　（略）

第２節　危険が予想される箇所　【R2.１現在】

降雨等による災害発生の危険が予想される箇所は、それぞれ次のとおりとされている。

１　土石流危険箇所（土石流危険渓流・崩壊土砂流出危険地区）

１－１　土石流危険渓流【県土整備部砂防課（加東土木事務所）所管】

(1) 社地域

渓流番号	河川名	渓 流 名	渓流所在地	渓流概況			地図番号
				渓流長(10m)	流域面積(ha)	流下部平均勾配(度)	
加-社町-Ⅰ-1	千鳥川	下久米第２	下久米	23	3	5	1
加-社町-Ⅰ-2	大池川	池ノ内谷	池ノ内	32	9	5	2
加-社町-Ⅰ-3	奥鹿野川	畑西谷２	畑	37	9	17	3
加-社町-Ⅰ-4	奥鹿野川	畑谷	畑	23	4	10	4
加-社町-Ⅰ-5	鴨川	上鴨川	上鴨川	40	10	11	5
加-社町-Ⅰ-6	鴨川	西上鴨川	上鴨川	152	63	11	6
加-社町-Ⅰ-7	神山川	神山池東谷	上鴨川	65	13	18	7
加-社町-Ⅰ-8	神山川	鴨川東谷	上鴨川	11	3	15	8
加-社町-Ⅰ-9	神山川	神山池南谷	上鴨川	34	11	13	9
加-社町-Ⅰ-10	越道川	下鴨川南谷	平木	14	3	16	10
加-社町-Ⅰ-11	越道川	のぞき川	平木	40	18	8	11
加-社町-Ⅰ-12	越道川	仙人川	平木	99	33	11	12
加-社町-Ⅰ-13	越道川	荷子川西谷	平木	10	3	11	13
加-社町-Ⅰ-14	東条川	滝谷川南谷	平木	28	8	12	14
加-社町-Ⅰ-15	東条川	下平木谷	平木	86	33	8	15
加-社町-Ⅰ-16	千鳥川	久米第２	久米	24	4	7	16
加-社町-Ⅰ-17	千鳥川	久米谷	久米	15	2	8	17
加-社町-Ⅱ-1	三草川	馬瀬北谷	馬瀬	84	37	8	34
加-社町-Ⅱ-2	三草川	御所南谷	馬瀬	51	26	7	35
加-社町-Ⅱ-3	三草川	馬瀬南谷	馬瀬	22	5	20	36
加-社町-Ⅱ-4	千鳥川	上三草	藤田	11	2	5	37
加-社町-Ⅱ-5	千鳥川	下久米第３	下久米	7	2	8	38
加-社町-Ⅱ-6	鹿野川	下久米谷	下久米	10	1	8	－
加-社町-Ⅱ-7	鹿野川	鹿野小谷	下久米	9	1	13	40
加-社町-Ⅱ-8	鹿野川	鹿野谷	下久米	32	6	4	41
加-社町-Ⅱ-9	奥鹿野川	畑西谷１	畑	29	5	14	42
加-社町-Ⅱ-10	鴨川	下鴨奥谷	下鴨川	20	4	6	43
加-社町-Ⅱ-11	鴨川	上鴨川南	上鴨川	21	5	11	44
加-社町-Ⅱ-12	神山川	神山谷	上鴨川	15	3	25	45

＜改　正　後＞

要	要注意区域		院等）のうち、重要なものが所在する区域
		3	農地、工場等の地域経済において重要な区域
		4	その他上記に準じる重要な区域

重要水防箇所評定（指定）基準【国土交通省（県）】　（略）

第２節　危険が予想される箇所　【R4.４現在】

降雨等による災害発生の危険が予想される箇所は、それぞれ次のとおりとされている。

１　土石流危険箇所（土石流危険渓流・崩壊土砂流出危険地区）

１－１　土石流危険渓流【県土整備部砂防課（加東土木事務所）所管】

(1) 社地域

渓流番号	河川名	渓 流 名	渓流所在地	渓流概況			地図番号
				渓流長(10m)	流域面積(ha)	流下部平均勾配(度)	
加-社町-Ⅰ-1	千鳥川	下久米第２	下久米	23	3	5	201
加-社町-Ⅰ-2	大池川	池ノ内谷	池ノ内	32	9	5	202
加-社町-Ⅰ-3	奥鹿野川	畑西谷２	畑	37	9	17	203
加-社町-Ⅰ-4	奥鹿野川	畑谷	畑	23	4	10	204
加-社町-Ⅰ-5	鴨川	上鴨川	上鴨川	40	10	11	205
加-社町-Ⅰ-6	鴨川	西上鴨川	上鴨川	152	63	11	206
加-社町-Ⅰ-7	神山川	神山池東谷	上鴨川	65	13	18	207
加-社町-Ⅰ-8	神山川	鴨川東谷	上鴨川	11	3	15	208
加-社町-Ⅰ-9	神山川	神山池南谷	上鴨川	34	11	13	209
加-社町-Ⅰ-10	越道川	下鴨川南谷	平木	14	3	16	210
加-社町-Ⅰ-11	越道川	のぞき川	平木	40	18	8	211
加-社町-Ⅰ-12	越道川	仙人川	平木	99	33	11	212
加-社町-Ⅰ-13	越道川	荷子川西谷	平木	10	3	11	213
加-社町-Ⅰ-14	東条川	滝谷川南谷	平木	28	8	12	214
加-社町-Ⅰ-15	東条川	下平木谷	平木	86	33	8	215
加-社町-Ⅰ-16	千鳥川	久米第２	久米	24	4	7	216
加-社町-Ⅰ-17	千鳥川	久米谷	久米	15	2	8	217
加-社町-Ⅱ-1	三草川	馬瀬北谷	馬瀬	84	37	8	218
加-社町-Ⅱ-2	三草川	御所南谷	馬瀬	51	26	7	219
加-社町-Ⅱ-3	三草川	馬瀬南谷	馬瀬	22	5	20	220
加-社町-Ⅱ-4	千鳥川	上三草	藤田	11	2	5	221
加-社町-Ⅱ-5	千鳥川	下久米第３	下久米	7	2	8	222
加-社町-Ⅱ-6	鹿野川	下久米谷	下久米	10	1	8	－
加-社町-Ⅱ-7	鹿野川	鹿野小谷	下久米	9	1	13	291
加-社町-Ⅱ-8	鹿野川	鹿野谷	下久米	32	6	4	223
加-社町-Ⅱ-9	奥鹿野川	畑西谷１	畑	29	5	14	224
加-社町-Ⅱ-10	鴨川	下鴨奥谷	下鴨川	20	4	6	225
加-社町-Ⅱ-11	鴨川	上鴨川南	上鴨川	21	5	11	226
加-社町-Ⅱ-12	神山川	神山谷	上鴨川	15	3	25	227

＜修正理由＞

県水防計画に伴う修正（４土砂災害警戒区域の更新日）

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞

加-社町-Ⅱ-13	神山川	小上鴨谷	上鴨川	92	32	18	46
加-社町-Ⅱ-14	神山川	神山奥谷	上鴨川	13	3	21	47
加-社町-Ⅱ-15	神山川	北上鴨川	上鴨川	114	61	15	48
加-社町-Ⅱ-16	神山川	神山東谷	上鴨川	12	4	14	49
加-社町-Ⅱ-17	神山川	南上鴨川	上鴨川	15	5	21	50
加-社町-Ⅱ-18	神山川	神山東谷	上鴨川	15	3	16	51
加-社町-Ⅱ-19	神山川	上鴨川谷口	上鴨川	15	3	18	52
加-社町-Ⅱ-20	神山川	平木谷東	平木	26	4	19	53
加-社町-Ⅱ-21	神山川	平木谷	平木	49	16	15	54
加-社町-Ⅱ-22	神山川	平木谷西	平木	53	19	9	55
加-社町-Ⅱ-23	神山川	神山川下谷１	上鴨川	61	18	8	56
加-社町-Ⅱ-24	神山川	神山川下谷２	上鴨川	7	1	23	57
加-社町-Ⅱ-25	神山川	奥の谷池上谷	上鴨川	38	8	13	58
加-社町-Ⅱ-26	鴨川	下鴨川東谷	下鴨川	12	2	27	59
加-社町-Ⅱ-27	鴨川	下鴨川谷	下鴨川	50	19	6	60
加-社町-Ⅱ-28	越道川	荷子川	平木	29	6	15	61
加-社町-Ⅱ-29	越道川	荷子川東谷	平木	29	3	19	62
加-社町-Ⅱ-30	東条川	滝谷川	平木	97	49	11	63
加-社町-Ⅱ-31	東条川	下平木南谷	平木	15	7	8	64
加-社町-Ⅱ-32	越道川	平木鉱山西谷	平木	16	6	18	65

(2) 滝野地域

渓流番号	河川名	渓 流 名	渓流所在地	渓流概況			地図番号
				渓流長(10m)	流域面積(ha)	流下部平均勾配(度)	
加-滝野-Ⅰ-1	加古川	右支渓第一	下滝野	23	4	4	18
加-滝野-Ⅰ-2	加古川	右支渓第二	下滝野	78	23	10	19
加-滝野-Ⅱ-1	高倉川	左支渓第一	下滝野	38	12	16	66

(3) 東条地域

渓流番号	河川名	渓 流 名	渓流所在地	渓流概況			地図番号
				渓流長(10m)	流域面積(ha)	流下部平均勾配(度)	
加-東条-Ⅰ-1	東条川	右支渓第一	松沢	19	3	12	20
加-東条-Ⅰ-2	厚利川	栄枝	栄枝	42	9	6	21
加-東条-Ⅰ-3	東条川	右支渓第二	新定	62	12	5	22
加-東条-Ⅰ-4	東条川	右支渓第三	新定	60	16	5	23
加-東条-Ⅰ-5	東条川	右支渓第四	新定	12	2	5	24
加-東条-Ⅰ-6	東条川	右支渓第五	岩屋	31	5	11	25
加-東条-Ⅰ-7	東条川	右支渓第六	黒谷	30	8	8	26
加-東条-Ⅰ-8	東条川	右支渓第八	秋津	18	6	13	27
加-東条-Ⅰ-9	東条川	右支渓第九	秋津	12	3	12	28
加-東条-Ⅰ-10	東条川	右支渓第十一	秋津	37	8	8	29
加-東条-Ⅰ-11	永福川	左支渓第三	永福	36	10	5	30

＜改　正　後＞

								＜修正理由＞
加-社町-Ⅱ-13	神山川	小上鴨谷	上鴨川	92	32	18	228	
加-社町-Ⅱ-14	神山川	神山奥谷	上鴨川	13	3	21	229	地図番号の修正
加-社町-Ⅱ-15	神山川	北上鴨川	上鴨川	114	61	15	230	
加-社町-Ⅱ-16	神山川	神山東谷	上鴨川	12	4	14	292	
加-社町-Ⅱ-17	神山川	南上鴨川	上鴨川	15	5	21	231	地図番号の修正
加-社町-Ⅱ-18	神山川	神山東谷	上鴨川	15	3	16	232	
加-社町-Ⅱ-19	神山川	上鴨川谷口	上鴨川	15	3	18	233	
加-社町-Ⅱ-20	神山川	平木谷東	平木	26	4	19	234	地図番号の修正
加-社町-Ⅱ-21	神山川	平木谷	平木	49	16	15	235	
加-社町-Ⅱ-22	神山川	平木谷西	平木	53	19	9	236	
加-社町-Ⅱ-23	神山川	神山川下谷１	上鴨川	61	18	8	237	地図番号の修正
加-社町-Ⅱ-24	神山川	神山川下谷２	上鴨川	7	1	23	238	
加-社町-Ⅱ-25	神山川	奥の谷池上谷	上鴨川	38	8	13	239	
加-社町-Ⅱ-26	鴨川	下鴨川東谷	下鴨川	12	2	27	240	地図番号の修正
加-社町-Ⅱ-27	鴨川	下鴨川谷	下鴨川	50	19	6	241	
加-社町-Ⅱ-28	越道川	荷子川	平木	29	6	15	242	地図番号の修正
加-社町-Ⅱ-29	越道川	荷子川東谷	平木	29	3	19	243	
加-社町-Ⅱ-30	東条川	滝谷川	平木	97	49	11	244	
加-社町-Ⅱ-31	東条川	下平木南谷	平木	15	7	8	245	地図番号の修正
加-社町-Ⅱ-32	越道川	平木鉱山西谷	平木	16	6	18	246	

(2) 滝野地域

渓流番号	河川名	渓 流 名	渓流所在地	渓流概況			地図番号	
				渓流長(10m)	流域面積(ha)	流下部平均勾配(度)		
加-滝野-Ⅰ-1	加古川	右支渓第一	下滝野	23	4	4	249	地図番号の修正
加-滝野-Ⅰ-2	加古川	右支渓第二	下滝野	78	23	10	250	
加-滝野-Ⅱ-1	高倉川	左支渓第一	下滝野	38	12	16	251	地図番号の修正

(3) 東条地域

渓流番号	河川名	渓 流 名	渓流所在地	渓流概況			地図番号	
				渓流長(10m)	流域面積(ha)	流下部平均勾配(度)		
加-東条-Ⅰ-1	東条川	右支渓第一	松沢	19	3	12	252	地図番号の修正
加-東条-Ⅰ-2	厚利川	栄枝	栄枝	42	9	6	253	
加-東条-Ⅰ-3	東条川	右支渓第二	新定	62	12	5	254	
加-東条-Ⅰ-4	東条川	右支渓第三	新定	60	16	5	255	地図番号の修正
加-東条-Ⅰ-5	東条川	右支渓第四	新定	12	2	5	256	
加-東条-Ⅰ-6	東条川	右支渓第五	岩屋	31	5	11	257	
加-東条-Ⅰ-7	東条川	右支渓第六	黒谷	30	8	8	258	地図番号の修正
加-東条-Ⅰ-8	東条川	右支渓第八	秋津	18	6	13	259	
加-東条-Ⅰ-9	東条川	右支渓第九	秋津	12	3	12	260	地図番号の修正
加-東条-Ⅰ-10	東条川	右支渓第十一	秋津	37	8	8	261	
加-東条-Ⅰ-11	永福川	左支渓第三	永福	36	10	5	262	

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞

加-東条-Ⅰ-12	森谷川	左支渓第一	森	25	3	6	31
加-東条-Ⅰ-13	東条川	左支渓第二	岡本	8	2	7	32
加-東条-Ⅰ-14	大畑川	右支渓第二	大畑	12	1	5	33
加-東条-Ⅱ-1	厚利川	右支渓第二	栄枝	11	1	11	67
加-東条-Ⅱ-2	厚利川	右支渓第三	栄枝	12	3	7	68
加-東条-Ⅱ-3	厚利川	左支渓第一	栄枝	35	6	5	69
加-東条-Ⅱ-4	東条川	右支渓第七	黒谷	10	2	9	70
加-東条-Ⅱ-5	東条川	右支渓第十	秋津	75	19	9	71
加-東条-Ⅱ-6	東条川	右支渓第十二	秋津	227	111	5	72
加-東条-Ⅱ-7	東条川	左支渓第三	長貞	10	1	11	73
加-東条-Ⅱ-8	永福川	右支渓第一	永福	19	3	3	74
加-東条-Ⅱ-9	永福川	左支渓第一	永福	20	4	6	75
加-東条-Ⅱ-10	永福川	左支渓第二	永福	18	2	6	76
加-東条-Ⅱ-11	東条川	左支渓第一	岡本	31	10	4	77
加-東条-Ⅱ-12	大谷川	カジヤ谷	新定	14	3	4	78
加-東条-Ⅱ-13	大谷川	右支渓第一	新定	18	4	8	79
加-東条-Ⅱ-14	大畑川	右支渓第一	大畑	7	2	8	80
加-東条-Ⅱ-15	大畑川	左支渓第一	大畑	46	10	5	81

１－２　崩壊土砂流出危険地区【県農政環境部治山課（加東農林振興事務所）所管】

（1）社地域

箇所番号	地区名	位　置		危険地区面積(ha)	備　考
		大 字	字		
228－001	馬瀬	馬瀬	北山	1.64	
228－002	上鴨川（3）	上鴨川	西山ノ北	0.11	
228－003	上鴨川（1）	上鴨川	北山ノ北	2.14	
228－004	上鴨川（2）	上鴨川	北山	2.31	
228－005	平木（1）	平木	御防伏山	0.65	
228－006	平木（5）	平木	御嶽山	0.09	
228－007	平木（3）	平木	御嶽山	0.47	
228－008	平木（2）	平木	御嶽山	0.93	
228－009	平木（4）	平木	御嶽山	0.68	
228－010	下鴨川（2）	下鴨川	北山	0.28	
228－011	下鴨川（1）	下鴨川	西山	0.37	
228－012	上三草	上三草		0.79	
228－017	＿＿＿	平木		0.58	
228－018	平木１	平木	御嶽山	0.05	
228－019	平木２	平木	御嶽山	0.07	
228－021	上鴨川１	上鴨川	東山	0.04	
228－022	平木３	平木	御嶽山	0.11	
228－023	平木４	平木	御嶽山	0.29	
228－024	平木５	平木	御嶽山	0.07	
228－027	平木６	平木	御嶽山	0.07	
228－028	上鴨川２	上鴨川	北山	0.48	

＜改　　正　　後＞

加-東条-Ⅰ-12	森谷川	左支渓第一	森	25	3	6	263
加-東条-Ⅰ-13	東条川	左支渓第二	岡本	8	2	7	264
加-東条-Ⅰ-14	大畑川	右支渓第二	大畑	12	1	5	265
加-東条-Ⅱ-1	厚利川	右支渓第二	栄枝	11	1	11	266
加-東条-Ⅱ-2	厚利川	右支渓第三	栄枝	12	3	7	267
加-東条-Ⅱ-3	厚利川	左支渓第一	栄枝	35	6	5	268
加-東条-Ⅱ-4	東条川	右支渓第七	黒谷	10	2	9	269
加-東条-Ⅱ-5	東条川	右支渓第十	秋津	75	19	9	270
加-東条-Ⅱ-6	東条川	右支渓第十二	秋津	227	111	5	271
加-東条-Ⅱ-7	東条川	左支渓第三	長貞	10	1	11	272
加-東条-Ⅱ-8	永福川	右支渓第一	永福	19	3	3	293
加-東条-Ⅱ-9	永福川	左支渓第一	永福	20	4	6	273
加-東条-Ⅱ-10	永福川	左支渓第二	永福	18	2	6	274
加-東条-Ⅱ-11	東条川	左支渓第一	岡本	31	10	4	275
加-東条-Ⅱ-12	大谷川	カジヤ谷	新定	14	3	4	276
加-東条-Ⅱ-13	大谷川	右支渓第一	新定	18	4	8	277
加-東条-Ⅱ-14	大畑川	右支渓第一	大畑	7	2	8	278
加-東条-Ⅱ-15	大畑川	左支渓第一	大畑	46	10	5	279

１－２　崩壊土砂流出危険地区【県農政環境部治山課（加東農林振興事務所）所管】

（1）社地域

箇所番号	地区名	位　置		危険地区面積(ha)	備　考
		大 字	字		
228－001	馬瀬	馬瀬	北山	1.64	
228－002	上鴨川（3）	上鴨川	西山ノ北	0.11	
228－003	上鴨川（1）	上鴨川	北山ノ北	2.14	
228－004	上鴨川（2）	上鴨川	北山	2.31	
228－005	平木（1）	平木	御防伏山	0.65	
228－006	平木（5）	平木	御嶽山	0.09	
228－007	平木（3）	平木	御嶽山	0.47	
228－008	平木（2）	平木	御嶽山	0.93	
228－009	平木（4）	平木	御嶽山	0.68	
228－010	下鴨川（2）	下鴨川	北山	0.28	
228－011	下鴨川（1）	下鴨川	西山	0.37	
228－012	上三草	上三草		0.79	
228－017	平木７	平木		0.58	
228－018	平木１	平木	御嶽山	0.05	
228－019	平木２	平木	御嶽山	0.07	
228－021	上鴨川１	上鴨川	東山	0.04	
228－022	平木３	平木	御嶽山	0.11	
228－023	平木４	平木	御嶽山	0.29	
228－024	平木５	平木	御嶽山	0.07	
228－027	平木６	平木	御嶽山	0.07	
228－028	上鴨川２	上鴨川	北山	0.48	

＜修正理由＞

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

県地域防災計画に伴う追記

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞

(2) 滝野地域　（略）

１－３ 崩壊土砂流出危険地区【農林水産省林野庁（近畿中国森林管理局）所管（国有林内）】　（略）

２　地すべり危険箇所等（地すべり危険箇所・地すべり防止区域・地すべり危険地区）

２－１　地すべり危険箇所・地すべり防止区域【県土整備部砂防課（加東土木事務所）・国土交通省所管】

(1) 社地域

整理番号	箇所名	河川名		位置	面積（ha）	地すべり防止区域の指定年月日	地図番号
		幹川名	渓流名	大字			
341-1	廻渕	千鳥川	大池川	廻渕	11.1	―――――――	1
2	上久米	千鳥川	しぶれ	上久米	20.8	―――――――	2

(2) 東条地域

整理番号	箇所名	河川名		位置	面積(ha)	地すべり防止区域の指定年月日	地図番号
		幹川名	渓流名	大字			
343-1	黒石	東条川	－	永福	13.0	―――――――	3
2	永福	東条川	－	永福	9.3	S48.2.27	4
3	天神	東条川	－	天神	28.2	S42.3.22　S49.4.12	5

２－２　地すべり危険地区・地すべり防止区域【県農政環境部治山課（加古川流域土地改良事務所）・（農林水産省農村振興局所管）】

整理番号	箇所名	位置	危険地区面積(ha)	防止区域面積（ha）	地すべり防止区域の指定年月日	地図番号
341	新定大谷	新定	48.0	40.0	H28.6.20	－

３　がけ崩れ危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険地区）

３－１　急傾斜地崩壊危険箇所【県土整備部砂防課（加東土木事務所）所管】

Ⅰ：人家５戸以上か、５戸未満であっても公共施設がある箇所

(1) 社地域　（略）

(2) 滝野地域

斜面	箇所番号	箇所名	位置	地形			地図番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	(滝) 1	多井田	多井田	47	70	7	12
自然	(滝) 2	下滝野	下滝野	33	220	8	－
自然	(滝) 3	下滝野（2）	下滝野	30	40	16	14

(3) 東条地域

斜面	箇所番号	箇所名	位置	地形			地図番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	(東) 1	黒石	永福黒石	35	310	21	15
自然	(東) 2	中筋（1）	天神中筋	59	240	30	16
自然	(東) 3	中筋（2）	天神中筋	33	150	25	17
自然	(東) 4	中ノ垣内	岩屋中ノ垣内	40	370	32	18

＜改　正　後＞

(2) 滝野地域　（略）

１－３ 崩壊土砂流出危険地区【農林水産省林野庁（近畿中国森林管理局）所管（国有林内）】　（略）

２　地すべり危険箇所等（地すべり危険箇所・地すべり防止区域・地すべり危険地区）

２－１　地すべり危険箇所・地すべり防止区域【県土整備部砂防課（加東土木事務所）・国土交通省所管】

(1) 社地域

整理番号	箇所名	河川名		位置	面積（ha）	地すべり防止区域の指定年月日	地図番号
		幹川名	渓流名	大字			
341-1	廻渕	千鳥川	大池川	廻渕	11.1	―――――――	301
2	上久米	千鳥川	しぶれ	上久米	20.8	―――――――	302

(2) 東条地域

整理番号	箇所名	河川名		位置	面積(ha)	地すべり防止区域の指定年月日	地図番号
		幹川名	渓流名	大字			
343-1	黒石	東条川	－	永福	13.0	―――――――	303
2	永福	東条川	－	永福	9.3	S48.2.27	304
3	天神	東条川	－	天神	28.2	S42.3.22　S49.4.12	305

２－２　地すべり危険地区・地すべり防止区域【県農政環境部治山課（加古川流域土地改良事務所）・（農林水産省農村振興局所管）】

整理番号	箇所名	位置	危険地区面積(ha)	防止区域面積（ha）	地すべり防止区域の指定年月日	地図番号
341	新定大谷	新定	48.0	40.0	H28.6.20	306

３　がけ崩れ危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険地区）

３－１　急傾斜地崩壊危険箇所【県土整備部砂防課（加東土木事務所）所管】

Ⅰ：人家５戸以上か、５戸未満であっても公共施設がある箇所

(1) 社地域　（略）

(2) 滝野地域

斜面	箇所番号	箇所名	位置	地形			地図番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	(滝) 1	多井田	多井田	47	70	7	83
自然	(滝) 2	下滝野	下滝野	33	220	8	－
自然	(滝) 3	下滝野（2）	下滝野	30	40	16	84

(3) 東条地域

斜面	箇所番号	箇所名	位置	地形			地図番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	(東) 1	黒石	永福黒石	35	310	21	89
自然	(東) 2	中筋（1）	天神中筋	59	240	30	90
自然	(東) 3	中筋（2）	天神中筋	33	150	25	91
自然	(東) 4	中ノ垣内	岩屋中ノ垣内	40	370	32	92

＜修正理由＞

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞

自然	（東）5	山ノ下	岩屋山ノ下	43	70	48	19
自然	（東）6	大福	新定大福	49	205	12	20
自然	（東）7	新定	新定	43	85	12	21
自然	（東）8	西ノ越	栄枝西ノ越	48	145	16	22
自然	（東）9	常田（1）	秋津常田	34	360	10	23
自然	（東）10	常田（2）	秋津常田	30	95	34	24
自然	（東）11	秋津台	秋津秋津台	30	240	30	25

Ⅱ：人家 1～4 戸の箇所

（1）社地域

斜面	箇所番号	箇所名	位置	地形			地図番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	（社）1	上鴨川C	上鴨川	60	240	50	26
自然	（社）2	上鴨川D	上鴨川	60	260	62	27
自然	（社）3	上鴨川E	上鴨川	60	400	100	28
自然	（社）4	上鴨川F	上鴨川	70	540	140	29
自然	（社）5	上鴨川G	上鴨川	37	30	40	30
自然	（社）6	上鴨川H	上鴨川	42	50	47	31
自然	（社）7	上鴨川Ⅰ	上鴨川	60	220	68	32
自然	（社）8	上鴨川B	上鴨川	30	80	48	33
自然	（社）9	上鴨川A	上鴨川	30	70	140	34
自然	（社）10	平木A	平木	35	65	32	35
自然	（社）11	平木B	平木	40	90	42	36
自然	（社）12	平木C	平木	57	50	20	37
自然	（社）13	平木D	平木	45	70	34	38
自然	（社）14	平木E	平木	31	85	50	39
自然	（社）15	平木F	平木	70	280	98	40
自然	（社）16	下鴨川A	下鴨川	70	370	94	41
自然	（社）17	下鴨川B	平木	35	30	10	42
自然	（社）18	馬瀬A	馬瀬	34	58	30	43
自然	（社）19	馬瀬B	馬瀬	30	90	68	44
自然	（社）20	馬瀬C	馬瀬	47	40	10	45
自然	（社）21	山口B	山口	60	350	40	46
自然	（社）22	山口A	山口	37	70	30	47
自然	（社）23	畑A	畑	45	110	85	48
自然	（社）24	畑B	畑	40	90	36	49
自然	（社）25	牧野	畑	60	550	80	50
自然	（社）26	吉馬	上三草	36	125	125	51
自然	（社）27	藤田A	吉馬	60	500	108	52
自然	（社）28	藤田B	藤田	42	80	16	53
自然	（社）29	上久米A	藤田	50	30	10	54
自然	（社）30	上久米B	上久米	45	130	7	55
自然	（社）31	上久米C	上久米	38	85	10	56
自然	（社）32	畑C	上久米	43	77	90	57

＜改　正　後＞

								＜修正理由＞
自然	（東）5	山ノ下	岩屋山ノ下	43	70	48	93	
自然	（東）6	大福	新定大福	49	205	12	94	
自然	（東）7	新定	新定	43	85	12	95	地図番号の修正
自然	（東）8	西ノ越	栄枝西ノ越	48	145	16	96	
自然	（東）9	常田（1）	秋津常田	34	360	10	97	
自然	（東）10	常田（2）	秋津常田	30	95	34	98	地図番号の修正
自然	（東）11	秋津台	秋津秋津台	30	240	30	99	

Ⅱ：人家 1～4 戸の箇所

（1）社地域

斜面	箇所番号	箇所名	位置	地形			地図番号	
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
自然	（社）1	上鴨川C	上鴨川	60	240	50	12	地図番号の修正
自然	（社）2	上鴨川D	上鴨川	60	260	62	13	
自然	（社）3	上鴨川E	上鴨川	60	400	100	14	
自然	（社）4	上鴨川F	上鴨川	70	540	140	15	地図番号の修正
自然	（社）5	上鴨川G	上鴨川	37	30	40	16	
自然	（社）6	上鴨川H	上鴨川	42	50	47	17	
自然	（社）7	上鴨川Ⅰ	上鴨川	60	220	68	18	地図番号の修正
自然	（社）8	上鴨川B	上鴨川	30	80	48	19	
自然	（社）9	上鴨川A	上鴨川	30	70	140	20	
自然	（社）10	平木A	平木	35	65	32	21	地図番号の修正
自然	（社）11	平木B	平木	40	90	42	22	
自然	（社）12	平木C	平木	57	50	20	23	
自然	（社）13	平木D	平木	45	70	34	24	地図番号の修正
自然	（社）14	平木E	平木	31	85	50	25	
自然	（社）15	平木F	平木	70	280	98	26	
自然	（社）16	下鴨川A	下鴨川	70	370	94	27	地図番号の修正
自然	（社）17	下鴨川B	平木	35	30	10	28	
自然	（社）18	馬瀬A	馬瀬	34	58	30	29	
自然	（社）19	馬瀬B	馬瀬	30	90	68	30	地図番号の修正
自然	（社）20	馬瀬C	馬瀬	47	40	10	31	
自然	（社）21	山口B	山口	60	350	40	32	地図番号の修正
自然	（社）22	山口A	山口	37	70	30	33	
自然	（社）23	畑A	畑	45	110	85	34	
自然	（社）24	畑B	畑	40	90	36	35	地図番号の修正
自然	（社）25	牧野	畑	60	550	80	36	
自然	（社）26	吉馬	上三草	36	125	125	37	
自然	（社）27	藤田A	吉馬	60	500	108	38	地図番号の修正
自然	（社）28	藤田B	藤田	42	80	16	39	
自然	（社）29	上久米A	藤田	50	30	10	40	
自然	（社）30	上久米B	上久米	45	130	7	41	地図番号の修正
自然	（社）31	上久米C	上久米	38	85	10	42	
自然	（社）32	畑C	上久米	43	77	90	43	

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞

自然	（社）33	久米	久米	30	70	24	58
自然	（社）34	上鴨川Ｊ	上鴨川	47	80	60	59
人工	（社）1	平木	平木	39	40	32	60

(2) 滝野地域

斜面	箇所番号	箇所名	位置	地形			地図番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	（滝）1	多井田	多井田	36	50	8	61
自然	（滝）2	下滝野	下滝野	37	60	10	62
自然	（滝）3	河高	河高	30	60	14	63
人工	（滝）1	光明寺	光明寺	48	90	8	64

(3) 東条地域

斜面	箇所番号	箇所名	位置	地形			地図番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	（東）1	大平井	新定大平井	45	95	13	65
自然	（東）2	蔵ノ谷B	大畑蔵ノ谷	44	125	24	66
自然	（東）3	黒谷	黒谷	45	65	30	67
自然	（東）4	長谷A	黒谷	36	55	18	68
自然	（東）5	新定D	秋津	35	70	24	69
自然	（東）6	長谷B	黒谷	32	55	11	70
自然	（東）7	黒石	永福黒石	34	70	17	71
自然	（東）8	天神	天神	30	190	30	72
自然	（東）9	岩屋C	岩屋	40	320	50	73
自然	（東）10	岩屋B	岩屋	40	170	40	74
自然	（東）11	岩屋A	岩屋	35	110	54	75
自然	（東）12	森尾	森尾	30	450	26	76
自然	（東）13	新定A	新定	30	60	20	77
自然	（東）14	吉井A	吉井	30	100	30	78
自然	（東）15	厚利A	厚利	37	90	40	79
自然	（東）16	常田B	新定	31	90	32	80
自然	（東）17	新定B	新定	30	160	12	81
自然	（東）18	新定E	新定	34	50	20	82
自然	（東）19	新定C	新定	36	95	14	83
自然	（東）20	蔵ノ谷A	大畑蔵ノ谷	30	65	10	84
自然	（東）21	蔵ノ谷C	大畑蔵ノ谷	70	50	12	85
自然	（東）22	蔵ノ谷D	大畑蔵ノ谷	40	85	15	86
人工	（東）1	蔵ノ谷	大畑蔵ノ谷	30	70	16	－

Ⅲ：人家は無いが、将来立地する可能性のある箇所

(1) 社地域

斜面	箇所番号	箇所名	位置	地形			地図番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	（社）1	上鴨川（1）	上鴨川	30	180	50	88

＜改　正　後＞

自然	（社）33	久米	久米	30	70	24	44
自然	（社）34	上鴨川Ｊ	上鴨川	47	80	60	45
人工	（社）1	平木	平木	39	40	32	46

(2) 滝野地域

斜面	箇所番号	箇所名	位置	地形			地図番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	（滝）1	多井田	多井田	36	50	8	85
自然	（滝）2	下滝野	下滝野	37	60	10	86
自然	（滝）3	河高	河高	30	60	14	87
人工	（滝）1	光明寺	光明寺	48	90	8	88

(3) 東条地域

斜面	箇所番号	箇所名	位置	地形			地図番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	（東）1	大平井	新定大平井	45	95	13	100
自然	（東）2	蔵ノ谷B	大畑蔵ノ谷	44	125	24	101
自然	（東）3	黒谷	黒谷	45	65	30	102
自然	（東）4	長谷A	黒谷	36	55	18	103
自然	（東）5	新定D	秋津	35	70	24	104
自然	（東）6	長谷B	黒谷	32	55	11	105
自然	（東）7	黒石	永福黒石	34	70	17	106
自然	（東）8	天神	天神	30	190	30	107
自然	（東）9	岩屋C	岩屋	40	320	50	108
自然	（東）10	岩屋B	岩屋	40	170	40	109
自然	（東）11	岩屋A	岩屋	35	110	54	110
自然	（東）12	森尾	森尾	30	450	26	111
自然	（東）13	新定A	新定	30	60	20	112
自然	（東）14	吉井A	吉井	30	100	30	113
自然	（東）15	厚利A	厚利	37	90	40	114
自然	（東）16	常田B	新定	31	90	32	115
自然	（東）17	新定B	新定	30	160	12	116
自然	（東）18	新定E	新定	34	50	20	117
自然	（東）19	新定C	新定	36	95	14	118
自然	（東）20	蔵ノ谷A	大畑蔵ノ谷	30	65	10	119
自然	（東）21	蔵ノ谷C	大畑蔵ノ谷	70	50	12	120
自然	（東）22	蔵ノ谷D	大畑蔵ノ谷	40	85	15	121
人工	（東）1	蔵ノ谷	大畑蔵ノ谷	30	70	16	－

Ⅲ：人家は無いが、将来立地する可能性のある箇所

(1) 社地域

斜面	箇所番号	箇所名	位置	地形			地図番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	（社）1	上鴨川（1）	上鴨川	30	180	50	47

＜修正理由＞

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞

自然	（社）2	上鴨川（2）	上鴨川	31	170	80	89
自然	（社）3	上鴨川（3）	上鴨川	60	270	79	90
自然	（社）4	上鴨川（4）	上鴨川	31	350	60	91
自然	（社）5	上鴨川（5）	上鴨川	30	200	40	92
自然	（社）6	上鴨川（6）	上鴨川	30	296	58	93
自然	（社）7	上鴨川（7）	上鴨川	41	418	96	94
自然	（社）8	上鴨川（8）	上鴨川	43	736	136	95
自然	（社）9	上鴨川（9）	上鴨川	30	425	60	96
自然	（社）10	上鴨川（10）	上鴨川	30	170	40	97
自然	（社）11	下鴨川（1）	下鴨川	60	300	130	98
自然	（社）12	下鴨川（2）	下鴨川	36	175	126	99
自然	（社）13	下鴨川（3）	下鴨川	35	440	140	100
自然	（社）14	下鴨川（4）	平木	36	305	40	101
自然	（社）15	平木（1）	平木	30	310	56	102
自然	（社）16	平木（2）	平木	34	120	30	103
自然	（社）17	平木（3）	平木	31	160	50	104
自然	（社）18	平木（4）	平木	35	56	18	105
自然	（社）19	平木（5）	平木	30	150	30	106
自然	（社）20	馬瀬（1）	馬瀬	34	375	82	107
自然	（社）21	馬瀬（2）	馬瀬	30	210	60	108
自然	（社）22	馬瀬（3）	馬瀬	30	190	40	109
自然	（社）23	馬瀬（4）	馬瀬	37	450	60	110
自然	（社）24	馬瀬（5）	馬瀬	32	110	80	111
自然	（社）25	馬瀬（6）	馬瀬	31	245	70	112
自然	（社）26	馬瀬（7）	馬瀬	30	55	16	113
自然	（社）27	馬瀬（8）	馬瀬	32	400	150	114
自然	（社）28	馬瀬（9）	馬瀬	34	190	44	115
自然	（社）29	馬瀬（10）	馬瀬	34	510	60	116
自然	（社）30	上三草（1）	上三草	30	70	38	117
自然	（社）31	上三草（2）	上三草	33	800	90	118
自然	（社）32	上三草（3）	上三草	31	165	40	－
自然	（社）33	上三草（4）	上三草	32	490	40	120
自然	（社）34	上三草（5）	上三草	31	115	38	121
自然	（社）35	畑	畑	32	230	100	122
自然	（社）36	上鴨川（11）	下鴨川	33	342	86	123

(2) 東条地域

斜面	箇所番号	箇所名	位置	地形			地図番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	（東）1	黒谷	黒谷	30	46	28	124
自然	（東）2	長谷（1）	永福長谷	31	80	14	－
自然	（東）3	長谷（2）	永福長谷	30	265	30	126

３－２　山腹崩壊危険地区【県農政環境部治山課（加東農林振興事務所）所管】

＜改　正　後＞

自然	（社）2	上鴨川（2）	上鴨川	31	170	80	48
自然	（社）3	上鴨川（3）	上鴨川	60	270	79	49
自然	（社）4	上鴨川（4）	上鴨川	31	350	60	50
自然	（社）5	上鴨川（5）	上鴨川	30	200	40	51
自然	（社）6	上鴨川（6）	上鴨川	30	296	58	52
自然	（社）7	上鴨川（7）	上鴨川	41	418	96	53
自然	（社）8	上鴨川（8）	上鴨川	43	736	136	54
自然	（社）9	上鴨川（9）	上鴨川	30	425	60	55
自然	（社）10	上鴨川（10）	上鴨川	30	170	40	56
自然	（社）11	下鴨川（1）	下鴨川	60	300	130	57
自然	（社）12	下鴨川（2）	下鴨川	36	175	126	58
自然	（社）13	下鴨川（3）	下鴨川	35	440	140	59
自然	（社）14	下鴨川（4）	平木	36	305	40	60
自然	（社）15	平木（1）	平木	30	310	56	61
自然	（社）16	平木（2）	平木	34	120	30	62
自然	（社）17	平木（3）	平木	31	160	50	63
自然	（社）18	平木（4）	平木	35	56	18	64
自然	（社）19	平木（5）	平木	30	150	30	65
自然	（社）20	馬瀬（1）	馬瀬	34	375	82	66
自然	（社）21	馬瀬（2）	馬瀬	30	210	60	67
自然	（社）22	馬瀬（3）	馬瀬	30	190	40	68
自然	（社）23	馬瀬（4）	馬瀬	37	450	60	69
自然	（社）24	馬瀬（5）	馬瀬	32	110	80	70
自然	（社）25	馬瀬（6）	馬瀬	31	245	70	71
自然	（社）26	馬瀬（7）	馬瀬	30	55	16	72
自然	（社）27	馬瀬（8）	馬瀬	32	400	150	73
自然	（社）28	馬瀬（9）	馬瀬	34	190	44	74
自然	（社）29	馬瀬（10）	馬瀬	34	510	60	75
自然	（社）30	上三草（1）	上三草	30	70	38	76
自然	（社）31	上三草（2）	上三草	33	800	90	80
自然	（社）32	上三草（3）	上三草	31	165	40	－
自然	（社）33	上三草（4）	上三草	32	490	40	81
自然	（社）34	上三草（5）	上三草	31	115	38	77
自然	（社）35	畑	畑	32	230	100	78
自然	（社）36	上鴨川（11）	下鴨川	33	342	86	79

(2) 東条地域

斜面	箇所番号	箇所名	位置	地形			地図番号
			大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
自然	（東）1	黒谷	黒谷	30	46	28	122
自然	（東）2	長谷（1）	永福長谷	31	80	14	－
自然	（東）3	長谷（2）	永福長谷	30	265	30	123

３－２　山腹崩壊危険地区【県農政環境部治山課（加東農林振興事務所）所管】

＜修正理由＞

地図番号の修正
地図番号の修正
地図番号の修正
地図番号の修正
地図番号の修正
地図番号の修正
地図番号の修正
地図番号の修正
地図番号の修正
地図番号の修正
地図番号の修正
地図番号の修正
地図番号の修正
地図番号の修正
地図番号の修正

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞

(1) 社地域

箇所番号	地区名	位置		面積（ha）	備　考
		大 字	字		
228－001	上久米	上久米		2.0	
228－002	下久米	下久米	宮下	1.0	
228－003	上鴨川北山ノ北	上鴨川	北山ノ北	2.0	
228－004	上鴨川	上鴨川		5.0	
228－006	平木御嶽山	平木	御嶽山	27.0	
228－007	平木上南	平木	上南	1.0	
228－016	山口２	山口	廻り	1.0	
228－017	馬瀬１	馬瀬	三草山	2.0	
228－018	馬瀬２	馬瀬	三草山	4.0	
228－019	上鴨川２	上鴨川	西山ノ北	5.0	
228－020	下鴨川	下鴨川	西山	7.0	

(2) 東条地域

箇所番号	地区名	位置		面積（ha）	備　考
		大 字	字		
228－009	栄枝	栄枝	西ノ越	1.0	
228－010	松沢	松沢	大深谷	1.0	
228－011	岩屋１	岩屋	谷垣内	1.0	
228－012	永福王子ノ前	永福	王子ノ前	1.0	
228－013	永福畑ヶ谷	永福	畑ケ谷	1.0	
228－014	横谷	横谷	樫谷	1.0	
228－015	岩屋２	岩屋	谷垣ノ内	1.0	

３－３　山腹崩壊危険地区【農林水産省林野庁（近畿中国森林管理局）所管（国有林内）】　（略）

４　土砂災害警戒区域　【県土整備部砂防課（加東土木事務所）所管】

４－１　急傾斜地の崩壊

(1)　社地域

番号	名称	箇所番号	字	指定年月日	急傾斜地崩壊危険箇所	
					箇所番号	地図番号
1	上鴨川(1) Ⅰ	129010001	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅰ－１	1
2	上鴨川(2) Ⅰ	129010002	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅰ－２	2
3	社(1) Ⅰ	129010003	社	H21.3.17	急-社-Ⅰ－３	3
4	社(2) Ⅰ	129010004	社	H21.3.17	急-社-Ⅰ－４	4
5	家原・社Ⅰ	129010005	家原・社	H21.3.17	急-社-Ⅰ－５	5
6	上鴨川(3) Ⅰ	129010006	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅰ－６	6
7	平木(1) Ⅰ	129010007	平木	H21.3.17	急-社-Ⅰ－７	7
8	平木(2) Ⅰ	129010008	平木	H21.3.17	急-社-Ⅰ－８	8
9	平木(3) Ⅰ	129010009	平木	H21.3.17	急-社-Ⅰ－９	9
10	上三草・畑(1) Ⅰ	129010010	上三草・畑	H21.3.17	急-社-Ⅰ-10	10

＜改　正　後＞

(1) 社地域

箇所番号	地区名	位置		面積（ha）	備　考
		大 字	字		
228－001	上久米	上久米		3.0	
228－002	下久米	下久米	宮下	3.0	
228－003	上鴨川北山ノ北	上鴨川	北山ノ北	2.0	
228－004	上鴨川	上鴨川		5.0	
228－006	平木御嶽山	平木	御嶽山	30.0	
228－007	平木上南	平木	上南	1.0	
228－016	山口２	山口	廻り	1.0	
228－017	馬瀬１	馬瀬	三草山	2.0	
228－018	馬瀬２	馬瀬	三草山	4.0	
228－019	上鴨川２	上鴨川	西山ノ北	5.0	
228－020	下鴨川	下鴨川	西山	7.0	

(2) 東条地域

箇所番号	地区名	位置		面積（ha）	備　考
		大 字	字		
228－009	栄枝	栄枝	西ノ越	4.0	
228－010	松沢	松沢	大深谷	4.0	
228－011	岩屋１	岩屋	谷垣内	5.0	
228－012	永福王子ノ前	永福	王子ノ前	12.0	
228－013	永福畑ヶ谷	永福	畑ケ谷	11.0	
228－014	横谷	横谷	樫谷	3.0	
228－015	岩屋２	岩屋	谷垣ノ内	6.0	

３－３　山腹崩壊危険地区【農林水産省林野庁（近畿中国森林管理局）所管（国有林内）】　（略）

４　土砂災害警戒区域　【県土整備部砂防課（加東土木事務所）所管】

４－１　急傾斜地の崩壊

(1)　社地域

番号	名称	箇所番号	位置	指定年月日	急傾斜地崩壊危険箇所	
					箇所番号	地図番号
1	上鴨川(1) Ⅰ	129010001	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅰ－１	1
2	上鴨川(2) Ⅰ	129010002	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅰ－２	2
3	社(1) Ⅰ	129010003	社	H21.3.17	急-社-Ⅰ－３	3
4	社(2) Ⅰ	129010004	社	H21.3.17	急-社-Ⅰ－４	4
5	家原・社Ⅰ	129010005	家原・社	H21.3.17	急-社-Ⅰ－５	5
6	上鴨川(3) Ⅰ	129010006	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅰ－６	6
7	平木(1) Ⅰ	129010007	平木	H21.3.17	急-社-Ⅰ－７	7
8	平木(2) Ⅰ	129010008	平木	H21.3.17	急-社-Ⅰ－８	8
9	平木(3) Ⅰ	129010009	平木	H21.3.17	急-社-Ⅰ－９	9
10	上三草・畑(1) Ⅰ	129010010	上三草・畑	H21.3.17	急-社-Ⅰ-10	10

＜修正理由＞

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

字句の修正

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞							＜改　正　後＞							＜修正理由＞
11	上久米(1) Ⅰ	129010011	上久米	H21.3.17	急-社-Ⅰ-11	11	11	上久米(1) Ⅰ	129010011	上久米	H21.3.17	急-社-Ⅰ-11	11	
12	上鴨川(4) Ⅱ	129010012	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ- 1	26	12	上鴨川(4) Ⅱ	129010012	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ- 1	12	地図番号の修正
13	上鴨川(5) Ⅱ	129010013	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ- 2	27	13	上鴨川(5) Ⅱ	129010013	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ- 2	13	
14	上鴨川(6) Ⅱ	129010014	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ- 3	28	14	上鴨川(6) Ⅱ	129010014	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ- 3	14	
15	上鴨川(7) Ⅱ	129010015	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ- 4	29	15	上鴨川(7) Ⅱ	129010015	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ- 4	15	地図番号の修正
16	上鴨川(8) Ⅱ	129010016	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ- 5	30	16	上鴨川(8) Ⅱ	129010016	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ- 5	16	
17	上鴨川(9) Ⅱ	129010017	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ- 6	31	17	上鴨川(9) Ⅱ	129010017	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ- 6	17	
18	上鴨川(10) Ⅱ	129010018	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ- 7	32	18	上鴨川(10) Ⅱ	129010018	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ- 7	18	地図番号の修正
19	上鴨川(11) Ⅱ	129010019	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ- 8	33	19	上鴨川(11) Ⅱ	129010019	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ- 8	19	
20	上鴨川(12) Ⅱ	129010020	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ- 9	34	20	上鴨川(12) Ⅱ	129010020	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ- 9	20	
21	平木(4) Ⅱ	129010021	平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-10	35	21	平木(4) Ⅱ	129010021	平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-10	21	地図番号の修正
22	平木(5) Ⅱ	129010022	平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-11	36	22	平木(5) Ⅱ	129010022	平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-11	22	
23	平木(6) Ⅱ	129010023	平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-12	37	23	平木(6) Ⅱ	129010023	平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-12	23	地図番号の修正
24	平木(7) Ⅱ	129010024	平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-13	38	24	平木(7) Ⅱ	129010024	平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-13	24	
25	上鴨川・平木(1) Ⅱ	129010025	上鴨川・平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-14	39	25	上鴨川・平木(1) Ⅱ	129010025	上鴨川・平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-14	25	
26	平木(8) Ⅱ	129010026	平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-15	40	26	平木(8) Ⅱ	129010026	平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-15	26	地図番号の修正
27	下鴨川(1) Ⅱ	129010027	下鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ-16	41	27	下鴨川(1) Ⅱ	129010027	下鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ-16	27	
28	平木(9) Ⅱ	129010028	平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-17	42	28	平木(9) Ⅱ	129010028	平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-17	28	
29	上三草・馬瀬(1) Ⅱ	129010029	上三草・馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅱ-18	43	29	上三草・馬瀬(1) Ⅱ	129010029	上三草・馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅱ-18	29	地図番号の修正
30	馬瀬(1) Ⅱ	129010030	馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅱ-19	44	30	馬瀬(1) Ⅱ	129010030	馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅱ-19	30	
31	馬瀬(2) Ⅱ	129010031	馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅱ-20	45	31	馬瀬(2) Ⅱ	129010031	馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅱ-20	31	
32	山口(1) Ⅱ	129010032	山口	H21.3.17	急-社-Ⅱ-21	46	32	山口(1) Ⅱ	129010032	山口	H21.3.17	急-社-Ⅱ-21	32	地図番号の修正
33	山口(2) Ⅱ	129010033	山口	H21.3.17	急-社-Ⅱ-22	47	33	山口(2) Ⅱ	129010033	山口	H21.3.17	急-社-Ⅱ-22	33	
34	畑(1) Ⅱ	129010034	畑	H21.3.17	急-社-Ⅱ-23	48	34	畑(1) Ⅱ	129010034	畑	H21.3.17	急-社-Ⅱ-23	34	
35	畑(2) Ⅱ	129010035	畑	H21.3.17	急-社-Ⅱ-24	49	35	畑(2) Ⅱ	129010035	畑	H21.3.17	急-社-Ⅱ-24	35	地図番号の修正
36	畑(3) Ⅱ	129010036	畑	H21.3.17	急-社-Ⅱ-25	50	36	畑(3) Ⅱ	129010036	畑	H21.3.17	急-社-Ⅱ-25	36	
37	上三草(1) Ⅱ	129010037	上三草	H21.3.17	急-社-Ⅱ-26	51	37	上三草(1) Ⅱ	129010037	上三草	H21.3.17	急-社-Ⅱ-26	37	
38	吉馬Ⅱ	129010038	吉馬	H21.3.17	急-社-Ⅱ-27	52	38	吉馬Ⅱ	129010038	吉馬	H21.3.17	急-社-Ⅱ-27	38	地図番号の修正
39	久米・藤田Ⅱ	129010039	久米・藤田	H21.3.17	急-社-Ⅱ-28	53	39	久米・藤田Ⅱ	129010039	久米・藤田	H21.3.17	急-社-Ⅱ-28	39	
40	藤田Ⅱ	129010040	藤田	H21.3.17	急-社-Ⅱ-29	54	40	藤田Ⅱ	129010040	藤田	H21.3.17	急-社-Ⅱ-29	40	
41	上久米(2) Ⅱ	129010041	上久米	H21.3.17	急-社-Ⅱ-30	55	41	上久米(2) Ⅱ	129010041	上久米	H21.3.17	急-社-Ⅱ-30	41	地図番号の修正
42	上久米(3) Ⅱ	129010042	上久米	H21.3.17	急-社-Ⅱ-31	56	42	上久米(3) Ⅱ	129010042	上久米	H21.3.17	急-社-Ⅱ-31	42	
43	上久米(4) Ⅱ	129010043	上久米	H21.3.17	急-社-Ⅱ-32	57	43	上久米(4) Ⅱ	129010043	上久米	H21.3.17	急-社-Ⅱ-32	43	地図番号の修正
44	久米Ⅱ	129010044	久米	H21.3.17	急-社-Ⅱ-33	58	44	久米Ⅱ	129010044	久米	H21.3.17	急-社-Ⅱ-33	44	
45	上鴨川(13) Ⅱ	129010045	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ-34	59	45	上鴨川(13) Ⅱ	129010045	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅱ-34	45	
46	平木(10) Ⅱ	129010046	平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-人1	60	46	平木(10) Ⅱ	129010046	平木	H21.3.17	急-社-Ⅱ-人1	46	地図番号の修正
47	上鴨川(14) Ⅲ	129010047	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ- 1	88	47	上鴨川(14) Ⅲ	129010047	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ- 1	47	
48	上鴨川(15) Ⅲ	129010048	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ- 2	89	48	上鴨川(15) Ⅲ	129010048	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ- 2	48	
49	上鴨川(16) Ⅲ	129010049	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ- 3	90	49	上鴨川(16) Ⅲ	129010049	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ- 3	49	地図番号の修正
50	上鴨川(17) Ⅲ	129010050	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ- 4	91	50	上鴨川(17) Ⅲ	129010050	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ- 4	50	
51	上鴨川(18) Ⅲ	129010051	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ- 5	92	51	上鴨川(18) Ⅲ	129010051	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ- 5	51	
52	上鴨川(19) Ⅲ	129010052	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ- 6	93	52	上鴨川(19) Ⅲ	129010052	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ- 6	52	地図番号の修正
53	上鴨川(20) Ⅲ	129010053	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ- 7	94	53	上鴨川(20) Ⅲ	129010053	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ- 7	53	
54	上鴨川(21) Ⅲ	129010054	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ- 8	95	54	上鴨川(21) Ⅲ	129010054	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ- 8	54	

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞

55	上鴨川(22)Ⅲ	129010055	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ- 9	96
56	上鴨川・平木(2)Ⅲ	129010056	上鴨川・平木	H21.3.17	急-社-Ⅲ-10	97
57	上鴨川・下鴨川Ⅲ	129010057	上鴨川・下鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ-11	98
58	下鴨川(2)Ⅲ	129010058	下鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ-12	99
59	下鴨川(3)Ⅲ	129010059	下鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ-13	100
60	平木(11)Ⅲ	129010060	平木	H21.3.17	急-社-Ⅲ-14	101
61	平木(12)Ⅲ	129010061	平木	H21.3.17	急-社-Ⅲ-15	102
62	平木(13)Ⅲ	129010062	平木	H21.3.17	急-社-Ⅲ-16	103
63	平木・秋津Ⅲ	129010063	平木・秋津	H21.3.17	急-社-Ⅲ-17	104
64	平木(14)Ⅲ	129010064	平木	H21.3.17	急-社-Ⅲ-18	105
65	平木(15)Ⅲ	129010065	平木	H21.3.17	急-社-Ⅲ-19	106
66	上三草・馬瀬(2)Ⅲ	129010066	上三草・馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅲ-20	107
67	馬瀬(3)Ⅲ	129010067	馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅲ-21	108
68	上三草・馬瀬(3)Ⅲ	129010068	上三草・馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅲ-22	109
69	上三草・馬瀬(4)Ⅲ	129010069	上三草・馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅲ-23	110
70	馬瀬(4)Ⅲ	129010070	馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅲ-24	111
71	馬瀬(5)Ⅲ	129010071	馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅲ-25	112
72	馬瀬(6)Ⅲ	129010072	馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅲ-26	113
73	馬瀬(7)Ⅲ	129010073	馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅲ-27	114
74	馬瀬(8)Ⅲ	129010074	馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅲ-28	115
75	上三草(2)Ⅲ	129010075	上三草	H21.3.17	急-社-Ⅲ-29	116
76	上三草・山口Ⅲ	129010076	上三草・山口	H21.3.17	急-社-Ⅲ-30	117
77	上三草・畑(2)Ⅲ	129010079	上三草・畑	H21.3.17	急-社-Ⅲ-34	121
78	畑(4)Ⅲ	129010080	畑	H21.3.17	急-社-Ⅲ-35	122
79	下鴨川(4)Ⅲ	129010081	下鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ-36	123
80	上三草(3)Ⅲ	129010077	上三草	H22.3.30	急-社-Ⅲ-31～2	118
81	上三草(5)Ⅲ	129010078	上三草	H22.3.30	急-社-Ⅲ-33	120
82	上鴨川(23)Ⅰ	129010082	上鴨川	H28.10.28		127

(2) 滝野地域

番号	名称	箇所番号	字	指定年月日	急傾斜地崩壊危険箇所	
					箇所番号	地図番号
1	多井田Ⅰ	129020001	多井田	H22.3.30	急-滝野-Ⅰ-1	12
2	下滝野(2)Ⅰ	129020002	下滝野	H22.3.30	急-滝野-Ⅰ-3	14
3	多井田Ⅱ	129020003	多井田	H22.3.30	急-滝野-Ⅱ-1	61
4	下滝野Ⅱ	129020004	下滝野	H22.3.30	急-滝野-Ⅱ-2	62
5	河高Ⅱ	129020005	河高	H22.3.30	急-滝野-Ⅱ-3	63
6	光明寺Ⅱ	129020006	光明寺・上滝野	H22.3.30	急-滝野-Ⅱ-人-1	64

(3) 東条地域

＜改　正　後＞

55	上鴨川(22)Ⅲ	129010055	上鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ- 9	55
56	上鴨川・平木(2)Ⅲ	129010056	上鴨川・平木	H21.3.17	急-社-Ⅲ-10	56
57	上鴨川・下鴨川Ⅲ	129010057	上鴨川・下鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ-11	57
58	下鴨川(2)Ⅲ	129010058	下鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ-12	58
59	下鴨川(3)Ⅲ	129010059	下鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ-13	59
60	平木(11)Ⅲ	129010060	平木	H21.3.17	急-社-Ⅲ-14	60
61	平木(12)Ⅲ	129010061	平木	H21.3.17	急-社-Ⅲ-15	61
62	平木(13)Ⅲ	129010062	平木	H21.3.17	急-社-Ⅲ-16	62
63	平木・秋津Ⅲ	129010063	平木・秋津	H21.3.17	急-社-Ⅲ-17	63
64	平木(14)Ⅲ	129010064	平木	H21.3.17	急-社-Ⅲ-18	64
65	平木(15)Ⅲ	129010065	平木	H21.3.17	急-社-Ⅲ-19	65
66	上三草・馬瀬(2)Ⅲ	129010066	上三草・馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅲ-20	66
67	馬瀬(3)Ⅲ	129010067	馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅲ-21	67
68	上三草・馬瀬(3)Ⅲ	129010068	上三草・馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅲ-22	68
69	上三草・馬瀬(4)Ⅲ	129010069	上三草・馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅲ-23	69
70	馬瀬(4)Ⅲ	129010070	馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅲ-24	70
71	馬瀬(5)Ⅲ	129010071	馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅲ-25	71
72	馬瀬(6)Ⅲ	129010072	馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅲ-26	72
73	馬瀬(7)Ⅲ	129010073	馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅲ-27	73
74	馬瀬(8)Ⅲ	129010074	馬瀬	H21.3.17	急-社-Ⅲ-28	74
75	上三草(2)Ⅲ	129010075	上三草	H21.3.17	急-社-Ⅲ-29	75
76	上三草・山口Ⅲ	129010076	上三草・山口	H21.3.17	急-社-Ⅲ-30	76
77	上三草・畑(2)Ⅲ	129010079	上三草・畑	H21.3.17	急-社-Ⅲ-34	77
78	畑(4)Ⅲ	129010080	畑	H21.3.17	急-社-Ⅲ-35	78
79	下鴨川(4)Ⅲ	129010081	下鴨川	H21.3.17	急-社-Ⅲ-36	79
80	上三草(3)Ⅲ	129010077	上三草	H22.3.30	急-社-Ⅲ-31～2	80
81	上三草(5)Ⅲ	129010078	上三草	H22.3.30	急-社-Ⅲ-33	81
82	上鴨川(23)Ⅰ	129010082	上鴨川	H28.10.28		82

(2) 滝野地域

番号	名称	箇所番号	位置	指定年月日	急傾斜地崩壊危険箇所	
					箇所番号	地図番号
1	多井田Ⅰ	129020001	多井田	H22.3.30	急-滝野-Ⅰ-1	83
2	下滝野(2)Ⅰ	129020002	下滝野	H22.3.30	急-滝野-Ⅰ-3	84
3	多井田Ⅱ	129020003	多井田	H22.3.30	急-滝野-Ⅱ-1	85
4	下滝野Ⅱ	129020004	下滝野	H22.3.30	急-滝野-Ⅱ-2	86
5	河高Ⅱ	129020005	河高	H22.3.30	急-滝野-Ⅱ-3	87
6	光明寺Ⅱ	129020006	光明寺・上滝野	H22.3.30	急-滝野-Ⅱ-人-1	88

(3) 東条地域

＜修正理由＞

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

字句の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞

番号	名称	箇所番号	字	指定年月日	急傾斜地崩壊危険箇所	
					箇所番号	地図番号
1	黒石Ⅰ	129030001	永福	H22.3.30	急-東条-Ⅰ-1	15
2	中筋(1)Ⅰ	129030002	天神	H22.3.30	急-東条-Ⅰ-2	16
3	中筋(2)Ⅰ	129030003	天神	H22.3.30	急-東条-Ⅰ-3	17
4	中ノ垣内Ⅰ	129030004	天神・岩屋	H22.3.30	急-東条-Ⅰ-4	18
5	山ノ下Ⅰ	129030005	岩屋・森尾	H22.3.30	急-東条-Ⅰ-5	19
6	大福Ⅰ	129030006	新定	H22.3.30	急-東条-Ⅰ-6	20
7	新定Ⅰ	129030007	新定	H22.3.30	急-東条-Ⅰ-7	21
8	西ノ越Ⅰ	129030008	栄枝	H22.3.30	急-東条-Ⅰ-8	22
9	常田(1)Ⅰ	129030009	秋津	H22.3.30	急-東条-Ⅰ-9	23
10	常田(2)Ⅰ	129030010	秋津	H22.3.30	急-東条-Ⅰ-10	24
11	秋津台Ⅰ	129030011	秋津	H22.3.30	急-東条-Ⅰ-11	25
12	大平井Ⅱ	129030012	新定	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-1	65
13	蔵ノ谷BⅡ	129030013	大畑	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-2	66
14	黒谷Ⅱ	129030014	黒谷	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-3	67
15	長谷AⅡ	129030015	黒谷	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-4	68
16	新定DⅡ	129030016	秋津	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-5	69
17	長谷BⅡ	129030017	黒谷	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-6	70
18	黒石Ⅱ	129030018	永福	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-7	71
19	天神Ⅱ	129030019	岩屋	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-8	72
20	岩屋CⅡ	129030020	岩屋	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-9	73
21	岩屋BⅡ	129030021	岩屋	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-10	74
22	岩屋AⅡ	129030022	岩屋	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-11	75
23	森尾Ⅱ	129030023	森尾・新定・岩屋	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-12	76
24	新定AⅡ	129030024	森尾・新定	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-13	77
25	吉井AⅡ	129030025	吉井	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-14	78
26	厚利AⅡ	129030026	厚利	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-15	79
27	常田BⅡ	129030027	新定	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-16	80
28	新定BⅡ	129030028	新定	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-17	81
29	新定EⅡ	129030029	新定	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-18	82
30	新定CⅡ	129030030	新定	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-19	83
31	蔵ノ谷AⅡ	129030031	大畑	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-20	84
32	蔵ノ谷CⅡ	129030032	大畑	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-21	85
33	蔵ノ谷DⅡ	129030033	大畑	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-22	86
34	黒谷Ⅲ	129030034	黒谷	H22.3.30	急-東条-Ⅲ-1	124
35	長谷(2)Ⅲ	129030035	永福	H22.3.30	急-東条-Ⅲ-3	126

４－２　土石流

（1）社地域

＜改　正　後＞

番号	名称	箇所番号	位置	指定年月日	急傾斜地崩壊危険箇所	
					箇所番号	地図番号
1	黒石Ⅰ	129030001	永福	H22.3.30	急-東条-Ⅰ-1	89
2	中筋(1)Ⅰ	129030002	天神	H22.3.30	急-東条-Ⅰ-2	90
3	中筋(2)Ⅰ	129030003	天神	H22.3.30	急-東条-Ⅰ-3	91
4	中ノ垣内Ⅰ	129030004	天神・岩屋	H22.3.30	急-東条-Ⅰ-4	92
5	山ノ下Ⅰ	129030005	岩屋・森尾	H22.3.30	急-東条-Ⅰ-5	93
6	大福Ⅰ	129030006	新定	H22.3.30	急-東条-Ⅰ-6	94
7	新定Ⅰ	129030007	新定	H22.3.30	急-東条-Ⅰ-7	95
8	西ノ越Ⅰ	129030008	栄枝	H22.3.30	急-東条-Ⅰ-8	96
9	常田(1)Ⅰ	129030009	秋津	H22.3.30	急-東条-Ⅰ-9	97
10	常田(2)Ⅰ	129030010	秋津	H22.3.30	急-東条-Ⅰ-10	98
11	秋津台Ⅰ	129030011	秋津	H22.3.30	急-東条-Ⅰ-11	99
12	大平井Ⅱ	129030012	新定	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-1	100
13	蔵ノ谷BⅡ	129030013	大畑	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-2	101
14	黒谷Ⅱ	129030014	黒谷	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-3	102
15	長谷AⅡ	129030015	黒谷	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-4	103
16	新定DⅡ	129030016	秋津	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-5	104
17	長谷BⅡ	129030017	黒谷	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-6	105
18	黒石Ⅱ	129030018	永福	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-7	106
19	天神Ⅱ	129030019	岩屋	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-8	107
20	岩屋CⅡ	129030020	岩屋	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-9	108
21	岩屋BⅡ	129030021	岩屋	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-10	109
22	岩屋AⅡ	129030022	岩屋	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-11	110
23	森尾Ⅱ	129030023	森尾・新定・岩屋	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-12	111
24	新定AⅡ	129030024	森尾・新定	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-13	112
25	吉井AⅡ	129030025	吉井	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-14	113
26	厚利AⅡ	129030026	厚利	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-15	114
27	常田BⅡ	129030027	新定	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-16	115
28	新定BⅡ	129030028	新定	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-17	116
29	新定EⅡ	129030029	新定	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-18	117
30	新定CⅡ	129030030	新定	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-19	118
31	蔵ノ谷AⅡ	129030031	大畑	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-20	119
32	蔵ノ谷CⅡ	129030032	大畑	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-21	120
33	蔵ノ谷DⅡ	129030033	大畑	H22.3.30	急-東条-Ⅱ-22	121
34	黒谷Ⅲ	129030034	黒谷	H22.3.30	急-東条-Ⅲ-1	122
35	長谷(2)Ⅲ	129030035	永福	H22.3.30	急-東条-Ⅲ-3	123

４－２　土石流

（1）社地域

＜修正理由＞

字句の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞

NO	名　　称	箇所番号	字	指定年月日	土石流危険渓流	
					渓流番号	地図番号
1	下久米第２Ⅰ	229010001	下久米	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-１	1
2	池ノ内谷Ⅰ	229010002	池ノ内	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-２	2
3	畑西谷２Ⅰ	229010003	畑	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-３	3
4	畑谷Ⅰ	229010004	畑	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-４	4
5	上鴨川Ⅰ	229010005	上鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-５	5
6	西上鴨川Ⅰ	229010006	上鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-６	6
7	神山池東谷Ⅰ	229010007	上鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-７	7
8	鴨川東谷Ⅰ	229010008	上鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-８	8
9	神山池南谷Ⅰ	229010009	上鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-９	9
10	下鴨川南谷Ⅰ	229010010	平木	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-10	10
11	のぞき川Ⅰ	229010011	平木	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-11	11
12	仙人川Ⅰ	229010012	平木	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-12	12
13	荷子川西谷Ⅰ	229010013	平木	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-13	13
14	滝谷川南谷Ⅰ	229010014	平木・木津(丹波篠山)	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-14	14
15	下平木谷Ⅰ	229010015	平木	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-15	15
16	久米第２Ⅰ	229010016	久米	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-16	16
17	久米谷Ⅰ	229010017	久米	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-17	17
18	馬瀬北谷Ⅱ	229010018	上三草・馬瀬	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-１	34
19	御所南谷Ⅱ	229010019	上三草・馬瀬	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-２	35
20	馬瀬南谷Ⅱ	229010020	馬瀬	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-３	36
21	上三草Ⅱ	229010021	藤田	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-４	37
22	下久米第３Ⅱ	229010022	下久米	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-５	38
23	鹿野谷Ⅱ	229010024	下久米	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-８	41
24	畑西谷１Ⅱ	229010025	畑	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-９	42
25	下鴨奥谷Ⅱ	229010026	下鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-10	43
26	上鴨川南Ⅱ	229010027	上鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-11	44
27	神山谷Ⅱ	229010028	上鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-12	45
28	小上鴨谷Ⅱ	229010029	上鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-13	46
29	神山奥谷Ⅱ	229010030	上鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-14	47
30	北上鴨川Ⅱ	229010031	上鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-15	48
31	南上鴨川Ⅱ	229010032	上鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-17	50
32	神山東谷Ⅱ	229010033	上鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-18	51
33	上鴨川谷口Ⅱ	229010034	上鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-19	52
34	平木谷東Ⅱ	229010035	平木	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-20	53
35	平木谷Ⅱ	229010036	平木	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-21	54
36	平木谷西Ⅱ	229010037	上鴨川・平木	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-22	55
37	神山川下谷１Ⅱ	229010038	上鴨川・平木	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-23	56
38	神山川下谷２Ⅱ	229010039	上鴨川・平木	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-24	57
39	奥の谷池上谷Ⅱ	229010040	上鴨川・平木	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-25	58
40	下鴨川東谷Ⅱ	229010041	下鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-26	59

＜改　正　後＞

NO	名　　称	箇所番号	位置	指定年月日	土石流危険渓流	
					渓流番号	地図番号
1	下久米第２Ⅰ	229010001	下久米	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-１	201
2	池ノ内谷Ⅰ	229010002	池ノ内	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-２	202
3	畑西谷２Ⅰ	229010003	畑	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-３	203
4	畑谷Ⅰ	229010004	畑	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-４	204
5	上鴨川Ⅰ	229010005	上鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-５	205
6	西上鴨川Ⅰ	229010006	上鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-６	206
7	神山池東谷Ⅰ	229010007	上鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-７	207
8	鴨川東谷Ⅰ	229010008	上鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-８	208
9	神山池南谷Ⅰ	229010009	上鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-９	209
10	下鴨川南谷Ⅰ	229010010	平木	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-10	210
11	のぞき川Ⅰ	229010011	平木	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-11	211
12	仙人川Ⅰ	229010012	平木	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-12	212
13	荷子川西谷Ⅰ	229010013	平木	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-13	213
14	滝谷川南谷Ⅰ	229010014	平木・木津(丹波篠山)	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-14	214
15	下平木谷Ⅰ	229010015	平木	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-15	215
16	久米第２Ⅰ	229010016	久米	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-16	216
17	久米谷Ⅰ	229010017	久米	H21.3.17	加-社町-Ⅰ-17	217
18	馬瀬北谷Ⅱ	229010018	上三草・馬瀬	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-１	218
19	御所南谷Ⅱ	229010019	上三草・馬瀬	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-２	219
20	馬瀬南谷Ⅱ	229010020	馬瀬	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-３	220
21	上三草Ⅱ	229010021	藤田	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-４	221
22	下久米第３Ⅱ	229010022	下久米	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-５	222
23	鹿野谷Ⅱ	229010024	下久米	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-８	223
24	畑西谷１Ⅱ	229010025	畑	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-９	224
25	下鴨奥谷Ⅱ	229010026	下鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-10	225
26	上鴨川南Ⅱ	229010027	上鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-11	226
27	神山谷Ⅱ	229010028	上鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-12	227
28	小上鴨谷Ⅱ	229010029	上鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-13	228
29	神山奥谷Ⅱ	229010030	上鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-14	229
30	北上鴨川Ⅱ	229010031	上鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-15	230
31	南上鴨川Ⅱ	229010032	上鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-17	231
32	神山東谷Ⅱ	229010033	上鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-18	232
33	上鴨川谷口Ⅱ	229010034	上鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-19	233
34	平木谷東Ⅱ	229010035	平木	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-20	234
35	平木谷Ⅱ	229010036	平木	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-21	235
36	平木谷西Ⅱ	229010037	上鴨川・平木	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-22	236
37	神山川下谷１Ⅱ	229010038	上鴨川・平木	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-23	237
38	神山川下谷２Ⅱ	229010039	上鴨川・平木	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-24	238
39	奥の谷池上谷Ⅱ	229010040	上鴨川・平木	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-25	239
40	下鴨川東谷Ⅱ	229010041	下鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-26	240

＜修正理由＞

字句の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞

41	下鴨川谷Ⅱ	229010042	下鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-27	60
42	荷子川Ⅱ	229010043	平木	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-28	61
43	荷子川東谷Ⅱ	229010044	平木	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-29	62
44	滝谷川Ⅱ	229010045	平木・木津(丹波篠山)	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-30	63
45	下平木南谷Ⅱ	229010046	平木・木津(丹波篠山)　・大川瀬（三田）	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-31	64
46	平木鉱山西谷Ⅱ	229010047	下鴨川・平木	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-32	65
47	南西川Ⅰ	222040018	平木・市原（丹波篠山）	H22.1.19	加-篠山-Ⅰ-125	82
48	堂ヶ谷川Ⅰ	222040019	上鴨川・本荘（丹波篠山）	H22.1.19	加-篠山-Ⅰ-126	83

(2) 滝野地域

NO	名　　称	箇所番号	字	指定年月日	土石流危険渓流	
					渓流番号	地図番号
1	右支渓第一Ⅰ	229020001	下滝野	H22.3.30	加-滝野-Ⅰ-1	18
2	右支渓第二Ⅰ	229020002	光明寺	H22.3.30	加-滝野-Ⅰ-2	19
3	左支渓第一Ⅱ	229020003	下滝野・光明寺	H22.3.30	加-滝野-Ⅱ-1	66

(3) 東条地域

NO	名　　称	箇所番号	字	指定年月日	土石流危険渓流	
					渓流番号	地図番号
1	右支渓第一Ⅰ	229030001	松沢	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-1	20
2	栄枝Ⅰ	229030002	栄枝・厚利	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-2	21
3	右支渓第二(1)Ⅰ	229030003	新定・吉井	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-3	22
4	右支渓第三Ⅰ	229030004	新定	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-4	23
5	右支渓第四Ⅰ	229030005	新定	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-5	24
6	右支渓第五Ⅰ	229030006	岩屋	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-6	25
7	右支渓第六Ⅰ	229030007	黒谷	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-7	26
8	右支渓第八Ⅰ	229030008	秋津	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-8	27
9	右支渓第九Ⅰ	229030009	秋津	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-9	28
10	右支渓第十一Ⅰ	229030010	秋津	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-10	29
11	左支渓第三Ⅰ	229030011	永福	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-11	30
12	左支渓第一Ⅰ	229030012	森	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-12	31
13	左支渓第二Ⅰ	229030013	岡本	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-13	32
14	右支渓第二(2)Ⅰ	229030014	大畑	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-14	33
15	右支渓第二Ⅱ	229030015	栄枝	H22.3.30	加-東条-Ⅱ-1	67
16	右支渓第三Ⅱ	229030016	栄枝	H22.3.30	加-東条-Ⅱ-2	68
17	左支渓第一(1)Ⅱ	229030017	栄枝	H22.3.30	加-東条-Ⅱ-3	69
18	右支渓第七Ⅱ	229030018	黒谷	H22.3.30	加-東条-Ⅱ-4	70

＜改　正　後＞

41	下鴨川谷Ⅱ	229010042	下鴨川	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-27	241
42	荷子川Ⅱ	229010043	平木	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-28	242
43	荷子川東谷Ⅱ	229010044	平木	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-29	243
44	滝谷川Ⅱ	229010045	平木・木津(丹波篠山)	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-30	244
45	下平木南谷Ⅱ	229010046	平木・木津(丹波篠山)　・大川瀬（三田）	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-31	245
46	平木鉱山西谷Ⅱ	229010047	下鴨川・平木	H21.3.17	加-社町-Ⅱ-32	246
47	南西川Ⅰ	222040018	平木・市原（丹波篠山）	H22.1.19	加-篠山-Ⅰ-125	247
48	堂ヶ谷川Ⅰ	222040019	上鴨川・本荘（丹波篠山）	H22.1.19	加-篠山-Ⅰ-126	248

(2) 滝野地域

NO	名　　称	箇所番号	位置	指定年月日	土石流危険渓流	
					渓流番号	地図番号
1	右支渓第一Ⅰ	229020001	下滝野	H22.3.30	加-滝野-Ⅰ-1	249
2	右支渓第二Ⅰ	229020002	光明寺	H22.3.30	加-滝野-Ⅰ-2	250
3	左支渓第一Ⅱ	229020003	下滝野・光明寺	H22.3.30	加-滝野-Ⅱ-1	251

(3) 東条地域

NO	名　　称	箇所番号	位置	指定年月日	土石流危険渓流	
					渓流番号	地図番号
1	右支渓第一Ⅰ	229030001	松沢	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-1	252
2	栄枝Ⅰ	229030002	栄枝・厚利	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-2	253
3	右支渓第二(1)Ⅰ	229030003	新定・吉井	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-3	254
4	右支渓第三Ⅰ	229030004	新定	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-4	255
5	右支渓第四Ⅰ	229030005	新定	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-5	256
6	右支渓第五Ⅰ	229030006	岩屋	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-6	257
7	右支渓第六Ⅰ	229030007	黒谷	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-7	258
8	右支渓第八Ⅰ	229030008	秋津	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-8	259
9	右支渓第九Ⅰ	229030009	秋津	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-9	260
10	右支渓第十一Ⅰ	229030010	秋津	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-10	261
11	左支渓第三Ⅰ	229030011	永福	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-11	262
12	左支渓第一Ⅰ	229030012	森	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-12	263
13	左支渓第二Ⅰ	229030013	岡本	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-13	264
14	右支渓第二(2)Ⅰ	229030014	大畑	H22.3.30	加-東条-Ⅰ-14	265
15	右支渓第二Ⅱ	229030015	栄枝	H22.3.30	加-東条-Ⅱ-1	266
16	右支渓第三Ⅱ	229030016	栄枝	H22.3.30	加-東条-Ⅱ-2	267
17	左支渓第一(1)Ⅱ	229030017	栄枝	H22.3.30	加-東条-Ⅱ-3	268
18	右支渓第七Ⅱ	229030018	黒谷	H22.3.30	加-東条-Ⅱ-4	269

＜修正理由＞

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

字句の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

字句の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞

19	右支渓第十Ⅱ	229030019	秋津	H22.3.30	加-東条-Ⅱ- 5	71
20	右支渓第十二Ⅱ	229030020	秋津	H22.3.30	加-東条-Ⅱ- 6	72
21	左支渓第三Ⅱ	229030021	長貞	H22.3.30	加-東条-Ⅱ- 7	73
22	左支渓第一(2)Ⅱ	229030022	永福	H22.3.30	加-東条-Ⅱ- 9	75
23	左支渓第二Ⅱ	229030023	永福	H22.3.30	加-東条-Ⅱ- 10	76
24	左支渓第一(3)Ⅱ	229030024	岡本	H22.3.30	加-東条-Ⅱ- 11	77
25	カジヤ谷Ⅱ	229030025	新定	H22.3.30	加-東条-Ⅱ- 12	78
26	右支渓第一(1)Ⅱ	229030026	新定	H22.3.30	加-東条-Ⅱ- 13	79
27	右支渓第一(2)Ⅱ	229030027	大畑	H22.3.30	加-東条-Ⅱ- 14	80
28	左支渓第一(4)Ⅱ	229030028	大畑	H22.3.30	加-東条-Ⅱ- 15	81

４－３　地すべり

(1) 社地域

NO	名　　称	箇所番号	字	指定年月日	整理番号	地図番号
1	廻渕	329010001	廻渕	H25.1.15	341-1	1
2	上久米	329010002	上久米	H25.1.15	341-2	2

(2) 東条地域

NO	名　　称	箇所番号	字	指定年月日	整理番号	地図番号
1	黒石	329030001	永福	H25.1.15	343-1	3
2	永福	329030002	永福	H25.1.15	343-2	4
3	天神	329030003	天神	H25.1.15	343-3	5
―	――	――	――	――	――	―

５　要監視ため池【県農政環境部農村環境室所管】

ため池防災支援システム番号	ため池の名称	所在地	ため池の諸元		
			堤高(m)	堤長(m)	総貯水量(千㎥)
282280005	カゴ池	平木1191	5.0	14	2
282280006	越道池	平木越道1214	5.0	70	7
282280007	新池	平木宮ノ前806	10.0	49	2
282280010	南池	平木小南80	3.0	65	2
282280011	藪ヶ谷池	平木焼尾1210	4.0	150	3
282280012	サラ池	平木上中604	4.0	34	2
282280016	北谷池	平木大北826	4.0	46	1
282280019	坂池	平木北坂1122	3.0	32	1
282280022	朝光寺道池	馬瀬南山563	7.0	35	10
――	――	――	―	―	―
282280028	アナセ上池	畑穴無所615	5.0	30	5
282280030	ロナシ池	畑築池626	7.0	30	7
282280036	穴うせ池	廻渕宮西池104	5.2	30	5
282280043	川池	廻渕川池カチ112	5.0	39	26
――	――	――	―	―	―
282280046	小屋谷池	廻渕南谷308	3.2	40	2

＜改　　正　　後＞

19	右支渓第十Ⅱ	229030019	秋津	H22.3.30	加-東条-Ⅱ- 5	270
20	右支渓第十二Ⅱ	229030020	秋津	H22.3.30	加-東条-Ⅱ- 6	271
21	左支渓第三Ⅱ	229030021	長貞	H22.3.30	加-東条-Ⅱ- 7	272
22	左支渓第一(2)Ⅱ	229030022	永福	H22.3.30	加-東条-Ⅱ- 9	273
23	左支渓第二Ⅱ	229030023	永福	H22.3.30	加-東条-Ⅱ- 10	274
24	左支渓第一(3)Ⅱ	229030024	岡本	H22.3.30	加-東条-Ⅱ- 11	275
25	カジヤ谷Ⅱ	229030025	新定	H22.3.30	加-東条-Ⅱ- 12	276
26	右支渓第一(1)Ⅱ	229030026	新定	H22.3.30	加-東条-Ⅱ- 13	277
27	右支渓第一(2)Ⅱ	229030027	大畑	H22.3.30	加-東条-Ⅱ- 14	278
28	左支渓第一(4)Ⅱ	229030028	大畑	H22.3.30	加-東条-Ⅱ- 15	279

４－３　地すべり

(1) 社地域

NO	名　　称	箇所番号	位置	指定年月日	整理番号	地図番号
1	廻渕	329010001	廻渕	H25.1.15	341-1	301
2	上久米	329010002	上久米	H25.1.15	341-2	302

(2) 東条地域

NO	名　　称	箇所番号	位置	指定年月日	整理番号	地図番号
1	黒石	329030001	永福	H25.1.15	343-1	303
2	永福	329030002	永福	H25.1.15	343-2	304
3	天神	329030003	天神	H25.1.15	343-3	305
4	新定大谷	329030004	新定	R4.3.29	341	306

５　要監視ため池【県農政環境部農村環境室所管】

ため池防災支援システム番号	ため池の名称	所在地	ため池の諸元		
			堤高(m)	堤長(m)	総貯水量(千㎥)
282280005	カゴ池	平木1191	5.0	14	2
282280006	越道池	平木越道1214	5.0	70	7
282280007	新池	平木宮ノ前806	10.0	49	2
282280010	南池	平木小南80	3.0	65	2
282280011	藪ヶ谷池	平木焼尾1210	4.0	150	3
282280012	サラ池	平木上中604	4.0	34	2
282280016	北谷池	平木大北826	4.0	46	1
282280019	坂池	平木北坂1122	3.0	32	1
282280022	朝光寺道池	馬瀬南山563	7.0	35	10
282280023	東谷新池	馬瀬北567	9.5	50	10
282280028	アナセ上池	畑穴無所615	5.0	30	5
282280030	ロナシ池	畑築池626	7.0	30	7
282280036	穴うせ池	廻渕宮西池104	5.2	30	5
282280043	川池	廻渕川池カチ112	5.0	39	26
282280044	藤治池	廻渕藤地ヶ池235	4.5	60	8
282280046	小屋谷池	廻渕南谷308	3.2	40	2

＜修正理由＞

地図番号の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

字句の修正

地図番号の修正

字句の修正

地図番号の修正

地図番号の修正

県水防計画に伴う追記

県水防計画に伴う修正

県水防計画に伴う修正

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞						＜改　正　後＞						＜修正理由＞
282280048	サカ谷池	廻渕南谷309	2.0	24	1	282280048	サカ谷池	廻渕南谷309	2.0	24	1	
282280052	北池	池之内高谷137	8.0	100	20	282280052	北池	池之内高谷137	8.0	100	20	
282280062	大歳池	上久米大年ノ下72	5.0	40	4	282280062	大歳池	上久米大年ノ下72	5.0	40	4	
282280068	谷田口池	上久米南山1361-1	5.0	40	7	282280068	谷田口池	上久米南山1361-1	5.0	40	7	
282280069	谷田中池	上久米南山1702	2.0	40	2	282280069	谷田中池	上久米南山1702	2.0	40	2	
282280070	谷田上池	上久米南山1704	5.0	50	6	282280070	谷田上池	上久米南山1704	5.0	50	6	
282280071	滝池	上久米南小谷713	8.0	70	20	282280071	滝池	上久米南小谷713	8.0	70	20	
282280072	皿池	上久米南小谷714	5.0	50	10	282280072	皿池	上久米南小谷714	5.0	50	10	
282280077	高畑池	上久米北山1763-81	12.0	60	9	282280077	高畑池	上久米北山1763-81	12.0	60	9	
282280085	大池	上久米柳ヶ谷1721	4.6	23	62	282280085	大池	上久米柳ヶ谷1721	4.6	23	62	
282280087	東谷中池	下久米坂谷1280	6.0	52	12	282280087	東谷中池	下久米坂谷1280	6.0	52	12	
282280089	東谷口池	下久米坂谷1290-2	6.0	6	14	282280089	東谷口池	下久米坂谷1290-2	6.0	6	14	
282280091	奥の池	下久米鹿野349	6.0	60	7	282280091	奥の池	下久米鹿野349	6.0	60	7	
282280092	菅谷口池	下久米菅谷191	8.0	70	40	282280092	菅谷口池	下久米菅谷191	8.0	70	40	
282280094	岩池	下久米西鹿野395	6.0	30	6	282280094	岩池	下久米西鹿野395	6.0	30	6	
282280095	奥池	下久米西鹿野409	6.0	38	6	282280095	奥池	下久米西鹿野409	6.0	38	6	
282280096	平池	下久米西鹿野410	6.0	38	6	282280096	平池	下久米西鹿野410	6.0	38	6	
282280099	トクベー中池	下久米大谷1527	3.0	50	2	282280099	トクベー中池	下久米大谷1527	3.0	50	2	
282280100	トクベー奥池	下久米大谷1528	7.0	30	5	282280100	トクベー奥池	下久米大谷1528	7.0	30	5	
282280101	ビワコ谷西池	下久米大谷1530	5.0	40	6	282280101	ビワコ谷西池	下久米大谷1530	5.0	40	6	
282280103	新池口池	下久米田中627	6.0	42	8	282280103	新池口池	下久米田中627	6.0	42	8	
282280105	三ツ池	下久米田中634	4.0	34	4	282280105	三ツ池	下久米田中634	4.0	34	4	
282280110	木梨池	下久米北鹿野	10.0	33	90	――	――	――	――	――	――	県水防計画に伴う修正
282280111	奥新池	下久米北鹿野392	8.0	42	40	282280111	奥新池	下久米北鹿野392	8.0	42	40	
282280122	切れ池	山国キレ池2008	4.3	72	8	282280122	切れ池	山国キレ池2008	4.3	72	8	
282280127	王子ヶ池	山国王子池2026	9.9	276	150	282280127	王子ヶ池	山国王子池2026	9.9	276	150	
282280128	ロノ森池	山国ロノ森2010	7.0	143	50	282280128	ロノ森池	山国ロノ森2010	7.0	143	50	
282280134	新池	屋度鴨ヶ谷735	8.0	60	28	282280134	新池	屋度鴨ヶ谷735	8.0	60	28	
282280140	平池	東古瀬防ノ下453-1	2.6	776	76	282280140	平池	東古瀬防ノ下453-1	2.6	776	76	
282280151	新池	東実東山105-81	5.8	84	37	282280151	新池	東実東山105-81	5.8	84	37	
――	――	――	――	――	――	282280158	更池	沢部北山172-1	3.9	361	27	県水防計画に伴う修正
282280161	大池	大門北池ノ尻311	4.5	478	62	282280161	大池	大門北池ノ尻311	4.5	478	62	
282280166	鳥居池	鳥居操嶋400-1	3.5	400	52	282280166	鳥居池	鳥居操嶋400-1	3.5	400	52	
282280167	貝原池	貝原鍵池356	3.5	848	84	282280167	貝原池	貝原鍵池356	3.5	848	84	
282280168	上池	西垂水中之池111	2.8	517	23	282280168	上池	西垂水中之池111	2.8	517	23	
282280169	下池	西垂水東下り181-1	2.5	578	30	282280169	下池	西垂水東下り181-1	2.5	578	30	
282280170	カセ池	木梨原南山1134-69	3.0	180	14	282280170	カセ池	木梨原南山1134-69	3.0	180	14	
282280172	ミツ池	木梨原南山1134-74	3.5	40	1	282280172	ミツ池	木梨原南山1134-74	3.5	40	1	
――	――	――	――	――	――	282280173	谷池	木梨原南山1134-75	5.5	43	4	県水防計画に伴う修正
――	――	――	――	――	――	282280180	二の谷池	藤田ミトロ口1180	5.2	36	6	
――	――	――	――	――	――	282280181	一ノ谷下池	藤田一ノ谷口1232	8.0	64	10	県水防計画に伴う修正
282280195	熊谷池	喜田熊谷501-1	10.5	111	79	282280195	熊谷池	喜田熊谷501-1	10.5	111	79	
282280196	皿池	喜田皿池505	4.4	59	25	282280196	皿池	喜田皿池505	4.4	59	25	
282280197	中の池	喜田中ノ谷494	4.6	130	69	282280197	中の池	喜田中ノ谷494	4.6	130	69	
282280210	慈丘上池	上三草慈丘120	3.0	15	1	282280210	慈丘上池	上三草慈丘120	3.0	15	1	

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞						＜改　正　後＞						＜修正理由＞
282280211	慈丘下池	上三草慈丘121-1	3.0	10	1	282280211	慈丘下池	上三草慈丘121-1	3.0	10	1	
282280220	谷池	下三草東山10	2.0	20	1	282280220	谷池	下三草東山10	2.0	20	1	
282280221	又池	下三草東山1-82	2.0	15	1	282280221	又池	下三草東山1-82	2.0	15	1	
282280228	奥ノカチ池	牧野奥ノカチ1857	1.7	40	2	282280228	奥ノカチ池	牧野奥ノカチ1857	1.7	40	2	
282280237	小袋池	吉馬小袋谷1849-15	5.0	30	10	282280237	小袋池	吉馬小袋谷1849-15	5.0	30	10	
282280240	曽我新池	曽我鍋子646	6.8	92	44	282280240	曽我新池	曽我鍋子646	6.8	92	44	
282280242	曽我上池	曽我鍋子652	8.1	61	12	282280242	曽我上池	曽我鍋子652	8.1	61	12	
282280246	聖神池	多井田長坂645	6.0	75	33	282280246	聖神池	多井田長坂645	6.0	75	33	
282280260	鷲谷長池	上滝野鷲谷141	6.5	51	51	282280260	鷲谷長池	上滝野鷲谷141	6.5	51	51	
282280261	鷲谷新池	上滝野鷲谷142	9.0	75	19	282280261	鷲谷新池	上滝野鷲谷142	9.0	75	19	
282280262	ヌタバ池	下滝野ヌタバ1276-1	9.0	45	16	282280262	ヌタバ池	下滝野ヌタバ1276-1	9.0	45	16	
282280263	下滝野明治池	下滝野下ノ山1275-48	10.9	75	93	282280263	下滝野明治池	下滝野下ノ山1275-48	10.9	75	93	
282280268	高倉大池	光明寺奥道通り345	6.8	90	10	282280268	高倉大池	光明寺奥道通り345	6.8	90	10	
282280269	明治池	光明寺丸山320	8.1	71	42	282280269	明治池	光明寺丸山320	8.1	71	42	
282280271	上東谷池	光明寺東名谷63-1	3.2	36	2	282280271	上東谷池	光明寺東名谷63-1	3.2	36	2	
282280272	中ノ池	光明寺名谷327	12.7	112	40							県水防計画に伴う修正
282280283	皿池	河高市ノ瀬342	7.0	60	106	282280283	皿池	河高市ノ瀬342	7.0	60	106	
						282280286	藤五郎池	高岡市坂935-1	2.8	83	27	
282280288	西新池	高岡西山2446-1	3.7	440	60	282280288	西新池	高岡西山2446-1	3.7	440	60	
282280289	西平池	高岡西平池下1768	3.0	388	80	282280289	西平池	高岡西平池下1768	3.0	388	80	
282280290	天神池	高岡天神池西2321	3.3	85	21	282280290	天神池	高岡天神池西2321	3.3	85	21	
282280291	東平池	高岡東平池2034-1	4.1	423	43	282280291	東平池	高岡東平池2034-1	4.1	423	43	
282280292	三谷池	黒谷更池1033	6.3	65	13	282280292	三谷池	黒谷更池1033	6.3	65	13	
282280295	上手ヶ谷上池	黒谷上手ヶ谷北1206-6	2.5	45	1	282280295	上手ヶ谷上池	黒谷上手ヶ谷北1206-6	2.5	45	1	
282280296	神子谷池	黒谷神子谷1210	5.7	45	5	282280296	神子谷池	黒谷神子谷1210	5.7	45	5	
282280297	皿池	黒谷神子谷1212	2.2	38	2	282280297	皿池	黒谷神子谷1212	2.2	38	2	
282280300	新池	秋津タジ1984	5.1	57	6							県水防計画に伴う修正
282280306	中の池（常田）	秋津西山2007	4.2	82	10	282280306	中の池（常田）	秋津西山2007	4.2	82	10	
282280311	八幡池	秋津前垣2035	4.1	203	12	282280311	八幡池	秋津前垣2035	4.1	203	12	
282280312	寺池	秋津前垣2036	2.4	80	1							県水防計画に伴う修正
282280313	惣池	秋津池ノ谷2021	5.4	87	5							
282280314	中ノ池	秋津池ノ谷2022	5.7	57	4	282280314	中ノ池	秋津池ノ谷2022	5.7	57	4	
282280315	奥ノ池（古家）	秋津池ノ谷2023	7.9	42	9	282280315	奥ノ池（古家）	秋津池ノ谷2023	7.9	42	9	
282280316	白坂池	秋津池ノ谷2027	3.8	24	3	282280316	白坂池	秋津池ノ谷2027	3.8	24	3	
282280321	片嶋下池	秋津白坂2017	2.9	28	1	282280321	片嶋下池	秋津白坂2017	2.9	28	1	
282280322	馬塚池	秋津白坂2019	3.7	84	4	282280322	馬塚池	秋津白坂2019	3.7	84	4	
282280324	狐谷池	少分谷辻山462-12	12.7	108	33	282280324	狐谷池	少分谷辻山462-12	12.7	108	33	
282280327	口ノ池	少分谷三尾山464-18	13.4	59	15	282280327	口ノ池	少分谷三尾山464-18	13.4	59	15	
282280329	順三池	長貞塩ヶ谷1741	5.0	49	1	282280329	順三池	長貞塩ヶ谷1741	5.0	49	1	
282280348	辻の堂池	天神辻の堂1074	5.0	36	3	282280348	辻の堂池	天神辻の堂1074	5.0	36	3	
282280357	イヤガ池（黒石）	永福イヤガ谷1716	2.8	27	2	282280357	イヤガ池（黒石）	永福イヤガ谷1716	2.8	27	2	
282280365	王子ヶ池	永福王子ノ谷1712	3.9	28	1	282280365	王子ヶ池	永福王子ノ谷1712	3.9	28	1	
282280368	松ヶ谷池	永福岩ヶ谷691	7.1	67	9	282280368	松ヶ谷池	永福岩ヶ谷691	7.1	67	9	
282280371	岩逸池	永福岩ヶ谷729	5.0	47	2	282280371	岩逸池	永福岩ヶ谷729	5.0	47	2	
282280377	西谷大池	永福寺カチ1311	3.8	38	1							県水防計画に伴う修正

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞						＜改　正　後＞						＜修正理由＞
282280387	奥ノ池	永福中ノ池558	5.2	59	7	282280387	奥ノ池	永福中ノ池558	5.2	59	7	
282280388	藤池	永福藤池1526	4.6	50	3	282280388	藤池	永福藤池1526	4.6	50	3	
282280390	池ヶ谷奥池（長谷）	永福畑ヶ谷376	8.1	67	3	282280390	池ヶ谷奥池（長谷）	永福畑ヶ谷376	8.1	67	3	
282280393	坊の谷口池（長谷）	永福坊ノ谷173	4.0	40	3	282280393	坊の谷口池（長谷）	永福坊ノ谷173	4.0	40	3	
282280398	西池	横谷寛長484-1	4.4	83	33							
282280399	足笠池	横谷寛長493	3.9	51	3	282280399	足笠池	横谷寛長493	3.9	51	3	県水防計画に伴う修正
282280402	茶居池	横谷坂ノ下631-1	2.7	33	2							県水防計画に伴う修正
282280406	新池（横谷）	横谷水谷555	5.0	24	2	282280406	新池（横谷）	横谷水谷555	5.0	24	2	
282280407	広谷池	横谷水谷557	2.3	51	2	282280407	広谷池	横谷水谷557	2.3	51	2	
282280409	五大力池	岩屋イヤノ坂550-3	3.4	33	1	282280409	五大力池	岩屋イヤノ坂550-3	3.4	33	1	
282280412	裏池	岩屋柳谷563-2	9.3	75	29	282280412	裏池	岩屋柳谷563-2	9.3	75	29	
282280416	池の谷奥池	岡本トノガチ1590	4.0	30	2	282280416	池の谷奥池	岡本トノガチ1590	4.0	30	2	
282280420	カイモチ池	岡本赤法師1622	4.6	60	7	282280420	カイモチ池	岡本赤法師1622	4.6	60	7	
282280422	池の谷中池	岡本池ノ谷1587	3.7	36	2	282280422	池の谷中池	岡本池ノ谷1587	3.7	36	2	
282280425	三昧谷奥池	岡本片山1081-20	5.3	34	4	282280425	三昧谷奥池	岡本片山1081-20	5.3	34	4	
282280426	三昧谷口池	岡本片山1081-24	5.2	55	6	282280426	三昧谷口池	岡本片山1081-24	5.2	55	6	
282280434	岩ヶ谷池	新定岩ヶ谷1833	3.1	39	1	282280434	岩ヶ谷池	新定岩ヶ谷1833	3.1	39	1	
282280439	寺池	新定寺谷854	8.3	75	5	282280439	寺池	新定寺谷854	8.3	75	5	
282280443	真谷大池	新定真谷1849	5.6	55	8	282280443	真谷大池	新定真谷1849	5.6	55	8	
282280444	真谷奥池	新定真谷1854	4.8	38	2	282280444	真谷奥池	新定真谷1854	4.8	38	2	
282280445	真谷口池	新定真谷1857	3.1	39	2	282280445	真谷口池	新定真谷1857	3.1	39	2	
						282280446	西谷池	新定西谷2097	6.3	72	10	県水防計画に伴う修正
282280447	小池ヶ谷池	新定大福134	4.0	23	4	282280447	小池ヶ谷池	新定大福134	4.0	23	4	
282280452	池の谷口の池	新定池の谷1453	5.9	27	4	282280452	池の谷口の池	新定池の谷1453	5.9	27	4	
282280455	田畑池	新定田畑1581	4.3	52	5	282280455	田畑池	新定田畑1581	4.3	52	5	
282280456	田畑奥池	新定田畑1585-1	5.4	71	22	282280456	田畑奥池	新定田畑1585-1	5.4	71	22	
						282280464	シダガ谷池	大畑シダガ谷537-19	5.3	37	3	県水防計画に伴う修正
						282280471	中ノ池	大畑中ノ池1495	8.5	83	47	
282280474	大峰池	大畑流田398-1	12.5	80	45	282280474	大峰池	大畑流田398-1	12.5	80	45	
						282280475	イノコ谷池	栄枝イノコ205	4.5	44	2	県水防計画に伴う修正
282280480	丈ヶ谷奥池	栄枝丈ヶ谷528-1	5.3	39	8	282280480	丈ヶ谷奥池	栄枝丈ヶ谷528-1	5.3	39	8	
282280488	初の子池	小沢堂ヶ谷口602	3.6	51	3	282280488	初の子池	小沢堂ヶ谷口602	3.6	51	3	
282280489	二番目池	小沢堂ヶ谷口603	7.9	76	23	282280489	二番目池	小沢堂ヶ谷口603	7.9	76	23	
282280490	豊年池	小沢堂ヶ谷口604	7.1	45	8	282280490	豊年池	小沢堂ヶ谷口604	7.1	45	8	
282280491	三番目池	小沢堂ヶ谷口605	4.5	54	7	282280491	三番目池	小沢堂ヶ谷口605	4.5	54	7	
282280501	新池	藪高山590	9.9	70	25							県水防計画に伴う修正
282280505	笹子谷池	藪山田676	5.5	46	9	282280505	笹子谷池	藪山田676	5.5	46	9	
282280510	西ノ池	東垂水石室364-1	1.8	24	2	282280510	西ノ池	東垂水石室364-1	1.8	24	2	
282280511	皿池	松沢鯨ヶ谷756-2	6.3	43	6	282280511	皿池	松沢鯨ヶ谷756-2	6.3	43	6	
282280518	中之池	厚利鯨ヶ谷546	2.9	39	2	282280518	中之池	厚利鯨ヶ谷546	2.9	39	2	
282280530	加東市-876	上久米1693	3.0	25	2	282280530	加東市-876	上久米1693	3.0	25	2	
282280537	血の池	喜田467-1	2.0	25	1	282280537	血の池	喜田467-1	2.0	25	1	
282280687	南谷池	多井田394	3.0	25	1	282280687	南谷池	多井田394	3.0	25	1	
282280688	加東市-1466	稲尾33	3.0	25	7	282280688	加東市-1466	稲尾33	3.0	25	7	
282280691	瓢箪池	高岡343	3.0	25	16	282280691	瓢箪池	高岡343	3.0	25	16	

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞

282280732	加東市-464	横谷318	3.0	25	1
282281003	加東市-630	天神932	15.0	80	1

要監視ため池判定基準　【県農政環境部農村環境室所管】　（略）

第３節　その他（堤高１５ｍ以上の農業用ため池・ダム）　（略）

第５章　気象情報等の収集伝達

水防に関する気象予報（注意報・警報）並びに洪水予報及び洪水警報等の発表基準は、次のとおりとされている。

第１節　気象注意報・気象警報等（神戸地方気象台発表）

１　気象注意報及び気象警報等の発表基準　（R3.6 現在加東市を対象とした発表基準）

注意報・警報等	基　準　等			
大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき	表面雨量指数		7
		土壌雨量指数		99
大雨警報（浸水害）	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき	表面雨量指数		17
大雨警報（土砂災害）		土壌雨量指数		135
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	雨量（50 年に一度の値）		3 時間雨量 132㎜ 以上、48 時間雨量 363㎜ 以上
		土壌雨量指数（50 年に一度の値）		219
洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により洪水災害が発生するおそれがあると予想したとき	加古川	複合基準	(37.1、5)
			水位（板波）	3.50m
		東条川	流域雨量指数	19.4
			複合基準	(15.5、6)
		千鳥川	流域雨量指数	12.4
			複合基準	(10.6、5)
		三草川	流域雨量指数	7.5
			複合基準	(7.5、5)
洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したとき	加古川	複合基準	(42.4、5)
			水位（板波）	4.20m
		東条川	流域雨量指数	24.3
		千鳥川	流域雨量指数	15.5
			複合基準	(11.8、6)
		三草川	流域雨量指数	9.4
			複合基準	(9.3、6)

＜改　　正　　後＞

282280732	加東市-464	横谷318	3.0	25	1
282281003	加東市-630	天神932	15.0	80	1

要監視ため池判定基準　【県農政環境部農村環境室所管】　（略）

第３節　その他（堤高１５ｍ以上の農業用ため池・ダム）　（略）

第５章　気象情報等の収集伝達

水防に関する気象予報（注意報・警報）並びに洪水予報及び洪水警報等の発表基準は、次のとおりとされている。

第１節　気象注意報・気象警報等（神戸地方気象台発表）

１　気象注意報及び気象警報等の発表基準　（R4.5 現在加東市を対象とした発表基準）

注意報・警報等	基　準　等			
大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき	表面雨量指数		7
		土壌雨量指数		99
大雨警報（浸水害）	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき	表面雨量指数		18
大雨警報（土砂災害）		土壌雨量指数		135
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	雨量（50 年に一度の値）		3 時間雨量 132㎜ 以上、48 時間雨量 363㎜ 以上
		土壌雨量指数（50 年に一度の値）		219
洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により洪水災害が発生するおそれがあると予想したとき	加古川	複合基準	(37.1、5)
			水位（板波）	3.50m
		東条川	流域雨量指数	19.4
			複合基準	(15.5、6)
		千鳥川	流域雨量指数	12.4
			複合基準	(10.6、5)
		三草川	流域雨量指数	7.5
			複合基準	(7.5、5)
洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したとき	加古川	複合基準	(42.4、5)
			水位（板波）	4.20m
		東条川	流域雨量指数	24.3
		千鳥川	流域雨量指数	15.5
			複合基準	(11.8、6)
		三草川	流域雨量指数	9.4
			複合基準	(9.3、6)

＜修正理由＞

大雨警報発表基準に伴う修正

大雨警報発表基準に伴う修正

＜現　　行＞

記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表されているときに、数年に１回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、又は解析したとき	県南部において１時間雨量がアメダス若しくは解析雨量で110㎜を超えた場合

備考(1) 複合基準は、流域雨量指数と表面雨量指数の組み合わせによる基準値。
(2) 表面雨量指数は、降雨による浸水害のリスクの高まりを把握するための指標で、降った雨が地中に浸み込まずに、どれだけ地表面に溜まっているかを示す指数。
(3) 土壌雨量指数は、降雨による土災害発生の危険性を示す指標で土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
(4) 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

２　土砂災害警戒情報の発表基準（県・神戸地方気象台共同発表）　（略）

第２～７節　（略）

第６章　雨量及び水位の観測所

加古川水系における雨量観測所及び水位観測所は、次のとおり設置されている。

１　雨量の観測所　（略）
２　水位の観測所

(1) 国土交通省（姫路河川国道事務所）所管

観測所名	河川名	所　在　地	水位設定(m) 水防団待機(通報)	氾濫注意(警戒)	避難判断	氾濫危険(危険)
谷川	篠山川	丹波市山南町谷川	2.50	3.70	--	--
船町	加古川	西脇市黒田庄町船町	1.50	3.00	--	--
板波	加古川	西脇市高松町中川原	2.00	3.50	4.20	5.00
大門	加古川	大門	0.00	1.50	--	--
古川第二	東条川	小野市久保木町	1.00	1.90	--	--

(2) 県土整備部（加東・丹波土木事務所）所管

観測所名		河川名	所　在　地	水位設定(m) 水防団待機(通報)	氾濫注意(警戒)	避難判断	氾濫危険(危険)	― ― ―
吉井	上流	東条川	吉井	1.50	2.00	3.90	3.90	――
	下流					4.40	4.40	――
家原		千鳥川	家原	1.40	2.30	2.70	3.10	――
上戸田	上流	加古川	西脇市上戸田	2.90	3.90	4.60	4.60	――
	下流					5.00	5.00	――
西脇		杉原川	西脇市小坂町宮ノ前	2.30	3.10	3.10	3.80	――
中町		杉原川	多可郡多可町中区中村	2.10	2.50	2.50	2.90	――

＜改　正　後＞

記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表されているときに、数年に１回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、又は解析したとき	県南部において１時間雨量がアメダス若しくは解析雨量で110㎜を超えた場合

備考(1) 複合基準は、流域雨量指数と表面雨量指数の組み合わせによる基準値。
(2) 表面雨量指数は、降雨による浸水害のリスクの高まりを把握するための指標で、降った雨が地中に浸み込まずに、どれだけ地表面に溜まっているかを示す指数。
(3) 土壌雨量指数は、降雨による土災害発生の危険性を示す指標で土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
(4) 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

２　土砂災害警戒情報の発表基準（県・神戸地方気象台共同発表）　（略）

第２～７節　（略）

第６章　雨量及び水位の観測所

加古川水系における雨量観測所及び水位観測所は、次のとおり設置されている。

１　雨量の観測所　（略）
２　水位の観測所

(1) 国土交通省（姫路河川国道事務所）所管

観測所名	河川名	所　在　地	水位設定(m) 水防団待機(通報)	氾濫注意(警戒)	避難判断	氾濫危険(危険)	修正理由
谷川	篠山川	丹波市山南町谷川	2.50	3.70	--	--	
船町	加古川	西脇市黒田庄町船町	1.50	3.00	--	--	
板波	加古川	西脇市高松町中川原	2.00	3.50	4.20	5.00	
大門	加古川	大門	--	--	--	--	水位設定がなくなっていることによる修正
古川第二	東条川	小野市久保木町	1.00	1.90	--	--	

(2) 県土整備部（加東・丹波土木事務所）所管

観測所名		河川名	所　在　地	水位設定(m) 水防団待機(通報)	氾濫注意(警戒)	避難判断	氾濫危険(危険)	氾濫開始相当	修正理由
吉井	上流	東条川	吉井	1.50	2.00	3.30	3.90	4.77	県水防計画に伴う追記
	下流					3.70	4.40	5.79	県水防計画に伴う追記
家原		千鳥川	家原	1.40	2.30	2.70	3.10	4.17	
上戸田	上流	加古川	西脇市上戸田	2.90	3.90	3.90	4.60	7.85	県水防計画に伴う追記
	下流					4.30	5.00	5.72	
西脇		杉原川	西脇市小坂町宮ノ前	2.30	3.10	3.10	3.80	4.87	
中町		杉原川	多可郡多可町中区中村	2.10	2.50	2.50	2.90	4.03	県水防計画に伴う追記

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞

下野間	上流	野間川	多可郡多可町八千代区下野間	1.60	2.00	2.00	2.70	――
	下流				2.30	2.80	3.40	――
本郷		加古川	丹波市氷上町本郷	2.30	3.30	3.50	4.60	――
西中		加古川	丹波市氷上町氷上	1.90	2.80	--	--	――
青垣		加古川	丹波市青垣町佐治	1.30	1.60	--	--	――
上成松		葛野川	丹波市氷上町上成松	2.20	2.80	3.20	3.40	――
篠山		篠山川	丹波篠山市糯ヶ坪	1.80	2.50	3.00	3.50	――
東本荘		篠山川	丹波篠山市東本荘	2.20	2.80	--	--	――
今田		東条川	丹波篠山市今田町市原	2.00	2.40	2.50	2.90	――
宮田		宮田川	丹波篠山市宮田	2.70	3.20	3.30	3.60	――
小南		柏原川	丹波市柏原町柏原	1.50	1.80	1.90	2.10	――
高谷川上流		高谷川	丹波市氷上町稲継	1.40	2.00	2.20	2.70	――

第７章　施設等の監視

第１節　施設等の監視　（略）

第２節　重要水防箇所等の巡視

水防状況等を把握するため必要があると認めるときは、職員又は消防団により重要水防箇所及び危険が予想される箇所等を巡回するものとする。

＜改　　正　　後＞

下野間	上流	野間川	多可郡多可町八千代区下野間	1.60	2.00	2.00	2.70	3.58
	下流				2.30	2.80	3.40	4.31
本郷		加古川	丹波市氷上町本郷	2.30	3.30	3.50	4.60	6.04
西中		加古川	丹波市氷上町氷上	1.90	2.80	--	--	--
青垣		加古川	丹波市青垣町佐治	1.30	1.60	--	--	--
上成松		葛野川	丹波市氷上町上成松	2.20	2.80	3.20	3.40	3.89
篠山		篠山川	丹波篠山市糯ヶ坪	1.80	2.50	3.00	3.50	4.89
東本荘		篠山川	丹波篠山市東本荘	2.10	2.60	--	--	--
今田		東条川	丹波篠山市今田町市原	2.00	2.40	2.50	2.90	3.77
宮田		宮田川	丹波篠山市宮田	2.70	3.20	3.30	3.60	3.91
小南		柏原川	丹波市柏原町柏原	1.50	1.80	1.90	2.10	3.10
高谷川上流		高谷川	丹波市氷上町稲継	1.40	2.00	2.20	2.70	3.28

第７章　施設等の監視

第１節　施設等の監視　（略）

第２節　重要水防箇所等の巡視

水防状況等を把握するため必要があると認めるときは、職員又は消防団により重要水防箇所及び危険が予想される箇所等を巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、加東土木事務所長及び河川管理者に報告するものとする。

(1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
(2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
(3) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
(4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
(5) 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の閉まり具合
(6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

第８章　水防活動

第１節　水防作業

市長は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。ただし、安全が確保できないと判断した場合はこの限りではない。

また、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、出水時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努める。

(1) 必要と認められる区域内の住民等に直ちに警戒区域から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示又は命令する。
(2) 管轄区域内の監視、警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や水門等の施設管理者への連絡、通報を行う。
(3) 水防に必要な資機材の点検整備を行う。

＜修正理由＞

県水防計画に伴う追記
県水防計画に伴う追記
県水防計画に伴う追記
県水防計画に伴う追記
県水防計画に伴う追記
県水防計画に伴う追記
字句の修正
県水防計画に伴う追記
県水防計画に伴う追記

＜現　　行＞

第８章　避難のための立退き　（略）

第９章　水防信号　（略）

第 10 章　水防関連施設

水防上必要な設備等として防災備蓄倉庫、量水標、雨量計、風速計及び通信機器等を市地域防災計画と整合を図り、計画的な整備・確保に努める。

なお、ため池の管理者は、ため池水防上の必要に応じて所要の器具、資材を備えておくものとする。市内における水防関連施設にあってはテレメータによる雨量、水位観測所を除き次のように配備されている。

１　水防倉庫等

(1) 市防災備蓄倉庫及び車庫

名　　称	位　　置	名　　称	位　　置
中央防災備蓄倉庫	社 66 番地 1	旧滝野庁舎車庫	下滝野 1269 番地 2
社地区防災備蓄倉庫	家原 12 番地 35	上滝野防災備蓄倉庫	上滝野 1167 番地 5
福田地区防災備蓄倉庫	沢部 613 番地 5	滝野南防災備蓄倉庫	高岡 1013 番地 1
米田地区防災備蓄倉庫	上久米 253 番地 10	北野防災備蓄倉庫	北野 791 番地
上福田地区防災備蓄倉庫	上三草 985 番地 2	旧東条庁舎車庫	天神 125 番地

＜改　　正　　後＞

(4) 水門又は閘門等の遅滞のない操作及び施設管理者に対する操作の支援を行う。

(5) 他の水防管理団体への協力及び応援を行う。

第２節　緊急通行

１　緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防団長、消防団員及び消防機関に属する者並びに市長から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

２　損失補償

市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第３節　警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第９章　避難のための立退き　（略）

第 10 章　水防信号　（略）

第 11 章　水防関連施設

水防上必要な設備等として防災備蓄倉庫、量水標、雨量計、風速計及び通信機器等を市地域防災計画と整合を図り、計画的な整備・確保に努める。

なお、ため池の管理者は、ため池水防上の必要に応じて所要の器具、資材を備えておくものとする。市内における水防関連施設にあってはテレメータによる雨量、水位観測所を除き次のように配備されている。

１　水防倉庫等

(1) 市防災備蓄倉庫及び車庫

名　　称	位　　置	名　　称	位　　置
中央防災備蓄倉庫	社 66 番地 1	旧滝野庁舎車庫	下滝野 1269 番地 2
社地区防災備蓄倉庫	家原 12 番地 35	上滝野防災備蓄倉庫	上滝野 1167 番地 5
福田地区防災備蓄倉庫	沢部 613 番地 5	滝野南防災備蓄倉庫	高岡 1013 番地 1
米田地区防災備蓄倉庫	上久米 253 番地 10	北野防災備蓄倉庫	北野 791 番地
上福田地区防災備蓄倉庫	上三草 985 番地 2	旧東条庁舎車庫	天神 125 番地

＜修正理由＞

章のずれ

章のずれ

章のずれ

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞

鴨川地区防災備蓄倉庫	下鴨川 209 番地 1

倉庫名＼品名	エンジンカッター	チェーンソー	かすがい	オノ	カナヅチ	カマ	カラーコーン	カラーバー	クギ（kg）	コードリール	ジョレン	スコップ	ナタ	ツルハシ	ノコギリ	バール
中央	3	3	50	8	31	44	108	100	215	5	59	63	8	55	6	10
社	2	2	70	10		30			50	2	50	80	10	50	20	9
福田	2	2	100	10		30			50	3	50	80	10	50	20	10
米田	2	2	100	10		30			50	2	49	80	10	50	20	10
上福田	2	2	100	10		30			50	2	50	80	10	50	20	10
鴨川	2	2	100	10		30			50	2	50	95	10	50	20	10
旧滝野	1	1		6	10	9	8	3	25	1	14	15	6	15	5	5
上滝野					4				10		17	21	5	5	4	10
滝野南				2	5	2			20		17	25	4	11	3	
北野			100		5				10		20	20	5	5	5	10
旧東条	1	1		6	10	6	22	10	20	1	14	15	3	15	4	4

倉庫名＼品名	タコツチ	ペンチ	ハンマー	脚立	掛矢	バケツ	バリケード	ブルーシート	ヘルメット	ロープ（m）	トラロープ（m）	一輪車	回転灯	拡声器	空気入れ
中央		11	10	2	17	88	43	75	104	260	260	10	8	18	3
社	10	20	9		30			47	150		1,000	10			1
福田	10	18	10		30			50	150		1,000	10			1
米田	10	20	10		30			47	150		1,000	10			1
上福田	10	20	10		30			50	150		1,000	10			1
鴨川	10	20	10		30			50	150		1,000	10			1
旧滝野		5	6		5	30	8	10	30			6			
上滝野		8	4		5		13	7	50		200	3			
滝野南			5	1	14	97	11	40			50	3			
北野		10	5		5		10	20	37			3			1
旧東条		4	4		4	27	5	5				4			

倉庫名＼品名	鋼杭	木杭	針金（110m）	竹籠	土嚢	水土嚢	土嚢袋（袋）	土嚢袋（1t）	投光器	発電機	番線	番線切り	台車	担架	農業用フォーク

＜改　　正　　後＞

鴨川地区防災備蓄倉庫	下鴨川 209 番地 1

倉庫名＼品名	エンジンカッター	チェーンソー	かすがい	オノ	カナヅチ	カマ	カラーコーン	カラーバー	クギ（kg）	コードリール	ジョレン	スコップ	ナタ	ツルハシ	ノコギリ	バール
中央	3	3	50	8	33	42	108	100	315	40	59	63	8	55	10	10
社	2	2	70	10		30			50	2	50	80	10	50	20	9
福田	2	2	100	10		30			50	3	50	80	10	50	20	10
米田	2	2	100	10		30			50	2	49	80	10	50	20	10
上福田	2	2	100	10		30			50	2	50	80	10	50	20	10
鴨川	2	2	100	10		30			50	2	49	95	10	49	20	10
旧滝野	1	1		6	10	9	8	3	12	1	15	15	6	15	5	5
上滝野			100		4				10		17	20	5	5	4	10
滝野南				2	6	2			20		17	25	4	11	3	
北野			100		5				10		20	20	5	5	5	10
旧東条	1	1		6	10	6	22	10	15	1	14	15	3	15	4	4

倉庫名＼品名	タコツチ	ペンチ	ハンマー	脚立	掛矢	バケツ	バリケード	ブルーシート	ヘルメット		トラロープ（m）	一輪車	回転灯	拡声器	空気入れ
中央		11	10	4	17	89	40	76	95			10	8	18	3
社	10	20	9		30			45	150		1,000	10			1
福田	10	18	10		30			51	151		1,000	10			1
米田	10	20	10		30			52	150		1,000	10			1
上福田	10	20	10		30			51	150		1,000	10			1
鴨川	10	20	10		30			50	150		1,000	10			1
旧滝野		5	6		5	30	8	25	32			6			
上滝野		6	4		4		17	7	50		200	3			
滝野南			5	1	14	100	11	40			50	3			
北野		10	5		5		10	20	36			3			1
旧東条		4	4		4	27	3	40				4			

倉庫名＼品名	鋼杭	木杭	針金（110m）	竹籠	土嚢	水土嚢	土嚢袋（袋）	土嚢袋（1t）	投光器	発電機	番線	番線切り	携帯投光器	台車	農業用フォーク

＜修正理由＞

資機材の修正

資機材の修正

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞

中央	120	73	12	3	1,200	300	4,698		17	4	600	1	2	11	15
社	200	200	4		900		413		9	2			1	5	
福田	200	200	4		550		1580		10	2			1	5	
米田	200	200	4		630		154		10	2			1	5	
上福田	200	170	4		910		668		9	2			1	5	
鴨川	200	200	4		400		1400		10	2			1	5	
旧滝野	75	30	1	_		100	763		2	1	200	_		1	
上滝野	50		10		490	80	800	25			200	2	1	2	
滝野南	50	400	2		1,100	50	1,400	25			200	5			
北野	60	30	10			80	1,000	20			200	2		2	
旧東条	45	31	1	2	100	100	2,400		1	1	400			1	

品名／倉庫名	ジャッキ	ストーブ	トイレ（車椅子対応）	トイレ（洋式）	トイレ（和式）	トイレ（電動式）	テント（トイレ用）	テント	寝袋	懐中電灯	ヘッドライト	ポリタンク	オイルブロッター	竹ぼうき
中央	6	3	2	5	5	3	1	4	4	36	36	18	250	2
社											15			2
福田											8			2
米田											15			2
上福田								1			14			2
鴨川											10			2
旧滝野	1	_								22			200	
上滝野											20			
滝野南													100	
北野														1
旧東条	1	3										2	100	

品名／倉庫名	カッパ	予備燃料（ガソリン）	予備燃料（混合油）	オイル4ℓ缶	誘導棒	救命胴衣	
中央	30	18	10		17	15	_
社		10	5	_		10	
福田		10	5	2		10	
米田		10	5	1		5	
上福田		10	5	2		5	
鴨川		10	5	2		5	
旧滝野	15	18	10	_	10	10	
上滝野						30	_
滝野南							
北野							

＜改　正　後＞

中央	179	103	13	3	200	265	3,601		36	4	800	1		2	15
社	200	217	4		900		421		9	2				1	
福田	200	200	4		550		1,587		10	2				1	
米田	200	200	4		630		366		10	2				1	
上福田	200	200	4		910		400		9	2				1	
鴨川	200	200	4		400		1700		10	2				1	
旧滝野	50	43	1	2		100			2	1	200	1			
上滝野	47		8		480	83	1,246	55			200	2		1	
滝野南	50	347	2			50	2,053	50			335	5			
北野	60	30	9			80	820	50			200	1			
旧東条	45	31	1	2	400	100	15,998		1	1	136				

品名／倉庫名	ジャッキ	ストーブ	トイレ（車椅子対応）	トイレ（洋式）	トイレ（和式）	トイレ（電動式）	テント（トイレ用）	テント	寝袋	懐中電灯	ヘッドライト	ポリタンク	オイルブロッター	竹ぼうき
中央	6	3	2	5	5	3	1	4	4	58	13	18	200	2
社											15			2
福田											8			2
米田											15			2
上福田								1			14			2
鴨川											10			2
旧滝野	1	4								19			200	
上滝野											20			
滝野南													94	
北野														1
旧東条	1	3										2	93	

品名／倉庫名	カッパ	予備燃料（ガソリン）	予備燃料（混合油）	オイル（ℓ）	誘導棒	救命胴衣（大）	救命胴衣（小）
中央	111	18	10	6	6	18	6
社		10	5	4		10	
福田		10	5	4		10	
米田		10	5	4		5	
上福田		10	5	8		5	
鴨川		10	5	4		5	
旧滝野	31	18	10	4			
上滝野						25	6
滝野南							
北野							

＜修正理由＞

資機材の修正

資機材の修正

資機材の修正

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
旧東条　5　20　10　1　10	旧東条　__　20　10　4　__	
(2) 加東土木事務所　(略) **２・３　(略)**	(2) 加東土木事務所　(略) **２・３　(略)**	
第 11 章　輸送の確保　(略)	**第 12 章　輸送の確保　(略)**	章のずれ
第 12 章　決壊の通報及び決壊後の処置　(略)	**第 13 章　決壊の通報及び決壊後の処置　(略)**	章のずれ
第 13 章　関係団体との相互協力と応援　(略)	**第 14 章　関係団体との相互協力と応援　(略)**	章のずれ
第 14 章　水防記録及び報告	**第 15 章　水防記録及び報告**	章のずれ
第１節　水防記録	**第１節　水防記録**	
市長は、次の水防記録を作成し、保管する。 (1)～(14)　(略) ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	市長は、次の水防記録を作成し、保管する。 (1)～(14)　(略) (15)法第 34 条第１項の水防協議会の設置 (16)法第 32 条の２水防訓練の概要	県水防計画に伴う追記
第２節　報告	**第２節　報告**	
１　知事への報告 市長は、次の事項を河川に関しては加東土木事務所長を経由し、ため池に関しては、加古川流域土地改良事務所長を経由し、知事に対し 10 日以内に報告するものとする。 (1) 前節の(1)、(4)、(5)、(8)、(11)、及び(12)＿＿＿＿＿の事項 (2)　(略)	**１　知事への報告** 市長は、次の事項を河川に関しては加東土木事務所長を経由し、ため池に関しては、加古川流域土地改良事務所長を経由し、知事に対し 3 日以内に報告するものとする。 (1) 前節の(1)、(4)、(5)、(8)、(11)、＿＿(12)及び(15)の事項 (2)　(略)	県水防計画に伴う修正
２　土木事務所長等への報告 市長は、次の事項についてその都度報告するものとする。 (1) 水防団待機（通報）水位＿＿＿＿＿、はん濫注意（警戒）水位＿＿＿＿＿、避難判断（特別警戒）水位又は最高水位に達したとき及びはん濫注意（警戒）水位＿＿＿＿＿から減水したとき (2)　(略)	**２　土木事務所長等への報告** 市長は、次の事項についてその都度報告するものとする。 (1) 水防団待機＿＿＿水位（通報水位）、氾濫　注意＿＿＿水位（警戒水位）、避難判断＿＿＿水位又は最高水位に達したとき及び氾濫　注意＿＿水位（警戒水位）から減水したとき (2)　(略)	県水防計画に伴う修正
３・４　(略)	**３・４　(略)**	
第 15 章　水防通信　(略)	**第 16 章　水防通信　(略)**	章のずれ
第 16 章　住民に対する周知	**第 17 章　住民に対する周知**	章のずれ
第１節　周知事項　(略)	**第１節　周知事項　(略)**	
第２節　周知方法	**第２節　周知方法**	
周知の内容により適切と認められるものを用いて行う。 (1)～(6)　(略) (7) サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき）	周知の内容により適切と認められるものを用いて行う。 (1)～(6)　(略) (7) サイレン等＿＿（特に緊急を要するとき）	字句の修正

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
(8)～(12)　(略)	(8)～(12)　(略)	
第 17 章　避難　（略）	**第 18 章　避難　（略）**	章のずれ
第 18 章　車両優先通行標識及び身分証明書	**第 19 章　車両優先通行標識及び身分証明書**	章のずれ
第１節　車両優先通行標識　（略）	**第１節　車両優先通行標識　（略）**	
第２節　身分証明書（証票）	**第２節　身分証明書（証票）**	
法第 49 条第２項の規定により水防計画を作成するために必要な土地に立ち入る場合において提示する身分を示す証票は、次に定めるものとし、関係人の請求があったときはこれを提示するものとする。	法第 49 条第２項の規定により水防計画を作成するために必要な土地に立ち入る場合において提示する身分を示す証票は、次に定めるものとし、関係人の請求があったときはこれを提示するものとする。	
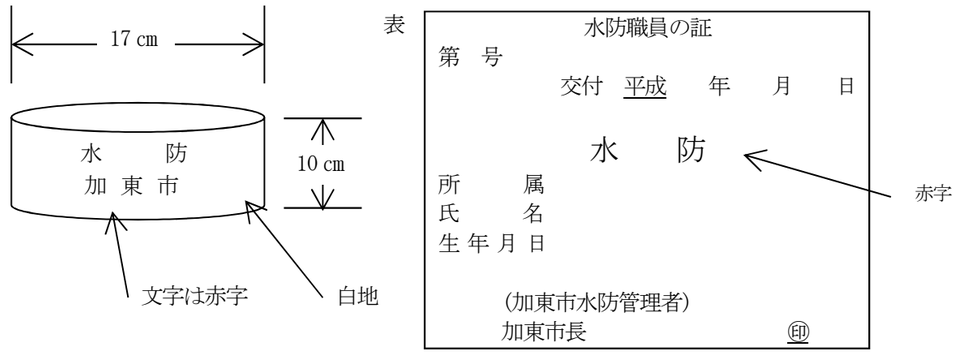 裏　(略)	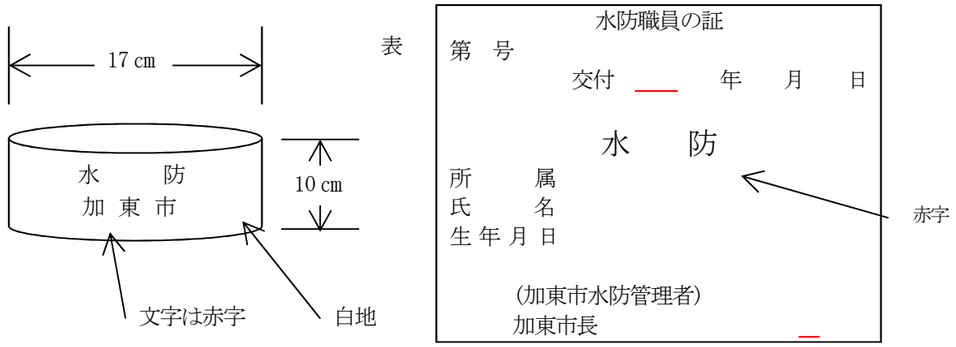 裏　(略)	字句の削除 押印省略及びデジタル化による削除
第 19 章　費用負担と公用負担	**第 20 章　費用負担と公用負担**	章のずれ
第１節　費用負担　（略）	**第１節　費用負担　（略）**	
第２節　公用負担	**第２節　公用負担**	
１　公用負担権限　（略） **２　公用負担命令権限証** 法第 28 条の規定により公用負担を命じようとする市長又は消防団長は、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、公用負担命令権限証を携行し、必要ある場合にはこれを提示する。	**１　公用負担権限　（略）** **２　公用負担命令権限証** 法第 28 条の規定により公用負担を命じようとする市長又は消防団長は、その身分を示す証明書を、水防管理者から　　委任を受けた者は、公用負担命令権限証を携行し、必要ある場合にはこれを提示する。	水防法第 28 条第 2 項に基づく字句の修正
第　　号 公用負担命令権限証	第　　号 公用負担命令権限証	

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
職名 氏名 上記の者に○○区域における水防法（昭和24年法律第193号）第28条第１項で規定する権限の行使を委任したことを証明する。 年　月　日 加東市水防管理者 加 東 市 長　㊞ 加東市消防団長	職名 氏名 上記の者に○○区域における水防法（昭和24年法律第193号）第28条第２項で規定する権限の行使を委任したことを証明する。 年　月　日 (加東市水防管理者) 加 東 市 長	字句の修正 水防法第28条第2項に基づく字句の修正
３　公用負担命令書 法第28条第１項に規定により公用負担の権限を行使しようとするときは、原則として次に示す公用負担命令書２通を作成して、その１通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。	**３　公用負担命令書** 法第28条の　　規定により公用負担の権限を行使しようとする者　は、原則として次に示す公用負担命令書２通を作成して、その１通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。	県水防計画に伴う修正
第　　号 公用負担命令書 目的物 水防法（昭和24年法律第193号）第28条第１項の規定により使用（収用・処分）します。 年　月　日 様 加東市水防管理者 加 東 市 長　㊞ 加東市消防団長	第　　号 公用負担命令書 目的物 水防法（昭和24年法律第193号）第28条　　の規定により使用（収用・処分）します。 年　月　日 様 加東市水防管理者 加 東 市 長 加東市消防団長	水防法第28条に基づく字句の削除 押印省略及びデジタル化による削除
	４　損失補償 市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。	県水防計画に伴う追記
第20章　水防計画及び水防訓練	**第21章　水防計画及び水防訓練**	章のずれ
１　水防計画 (1) 市長は、法第32条第１項の規定に基づき、県の水防計画に応じた水防計画を定めるとともに、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。ただしいずれも、あらかじめ防災会議に諮るとともに加東土木事務所長等に協議をしなければならない。 (2)　（略）	**１　水防計画** (1) 市長は、法第33条　　の規定に基づき、県の水防計画に応じた水防計画を定めるとともに、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。ただしいずれも、あらかじめ防災会議に諮るとともに加東土木事務所長等に協議をしなければならない。 (2)　（略）	水防法第33条に基づく字句の修正
２　水防訓練 水防作業は、暴風雨の最中にしかも夜間に行うような場合もあるので、作業時に混乱をきたさないように次の事項等に留意して、充分訓練を行うものとし、実施に当たっては、特に地元住民の参加を得て水防思想の高揚に努める。 (1)～(5)　（略） (6) 避難、立退き	**２　水防訓練** 水防作業は、暴風雨の最中にしかも夜間に行うような場合もあるので、作業時に混乱をきたさないように次の事項等に留意して、充分訓練を行うものとし、実施に当たっては、特に地元住民の参加を得て水防思想の高揚に努める。 (1)～(5)　（略） (6) 排水門・取水門、角落しの操作 (7) 避難、立退き	県水防計画に伴う追記 数字のずれ

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
(7) その他地区の特異性 １・２　（略） ３　重要水防箇所等位置図（国管理） 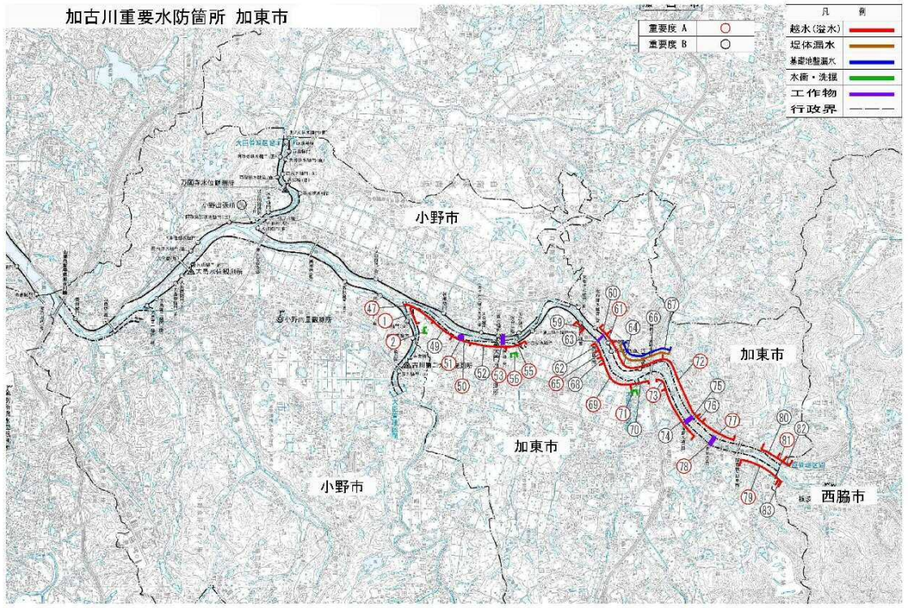 ３　重要水防箇所等位置図（県管理）　（略）	(8) その他地区の特異性 １・２　（略） ３　重要水防箇所等位置図（国管理） 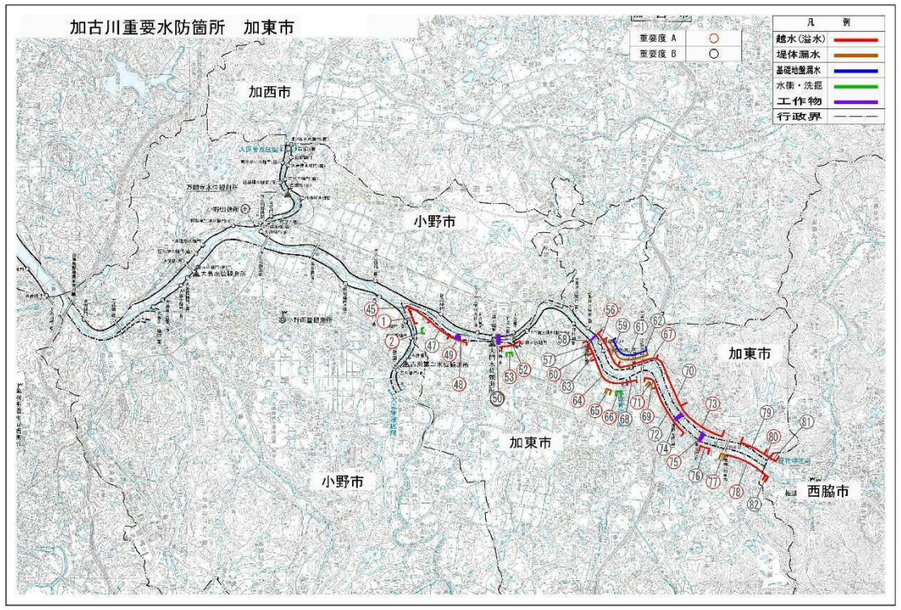 ３　重要水防箇所等位置図（県管理）　（略）	加古川・揖保川水防協議会資料に伴う修正

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
4　土砂災害警戒区域位置図　① 	4　土砂災害警戒区域位置図　① 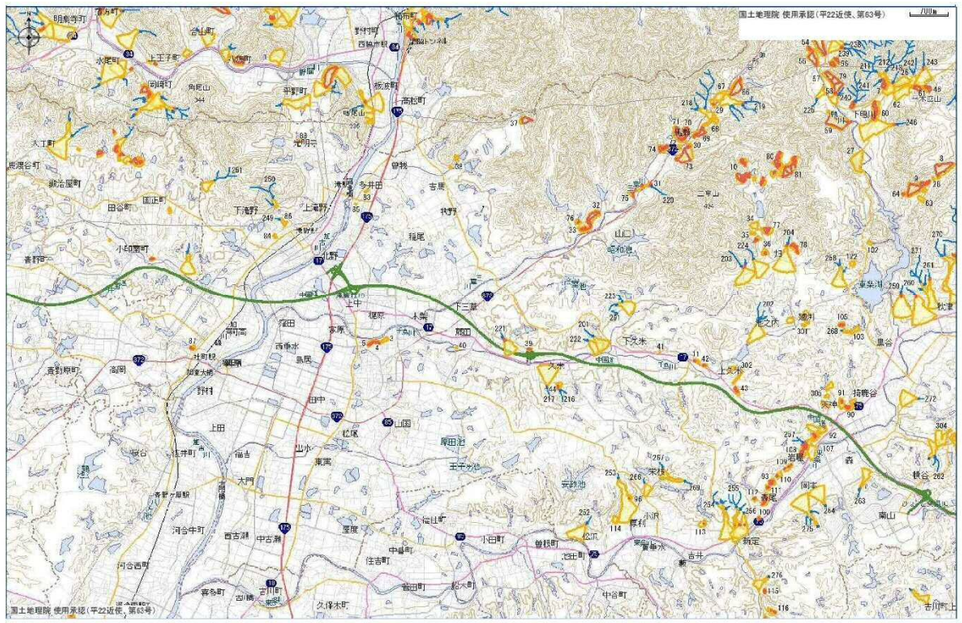	土砂災害警戒区域の追加に伴う地図の修正
4　土砂災害警戒区域位置図　② 	4　土砂災害警戒区域位置図　② 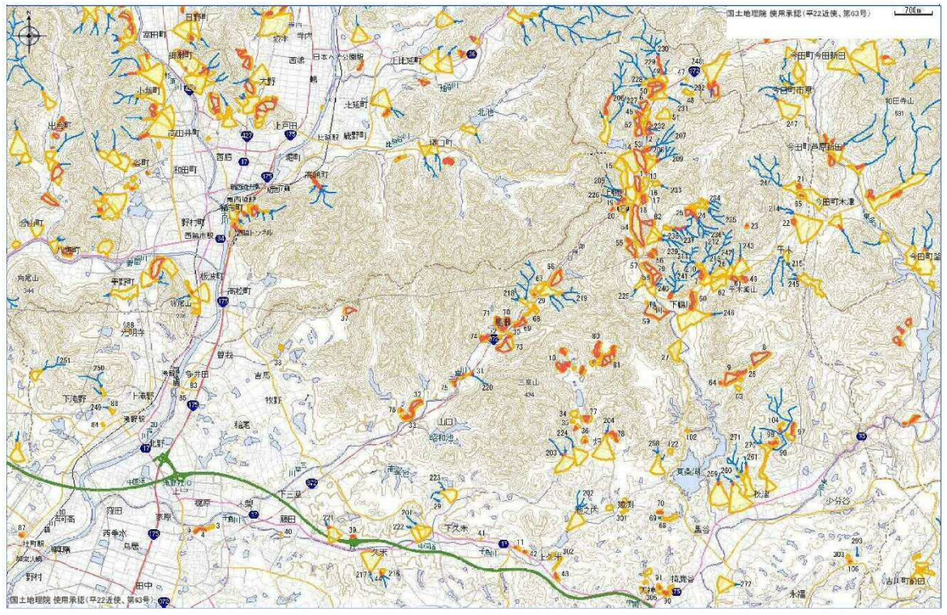	

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
4　土砂災害警戒区域位置図　③ 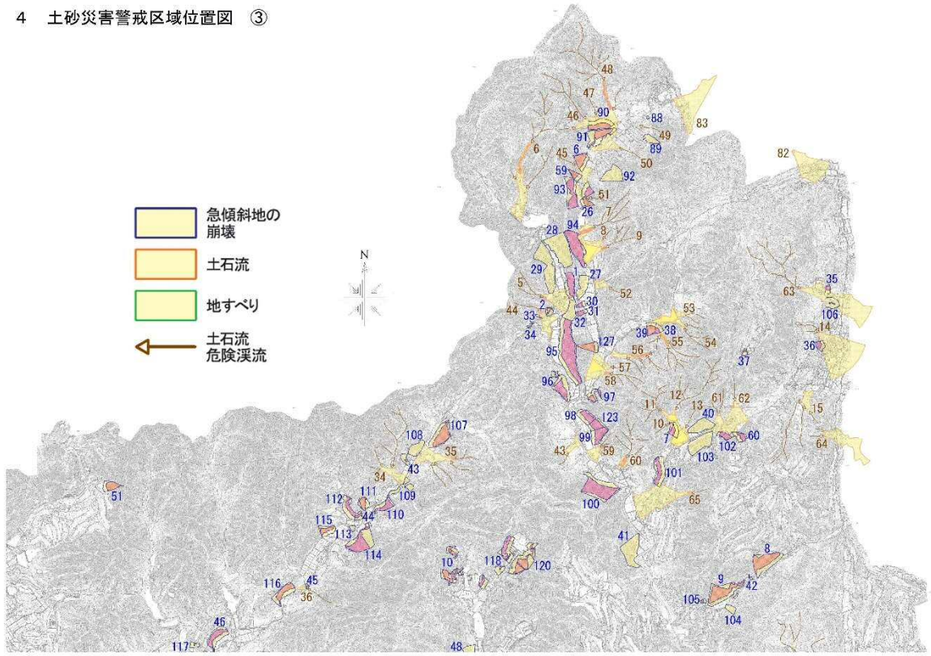 	4　土砂災害警戒区域位置図　③ 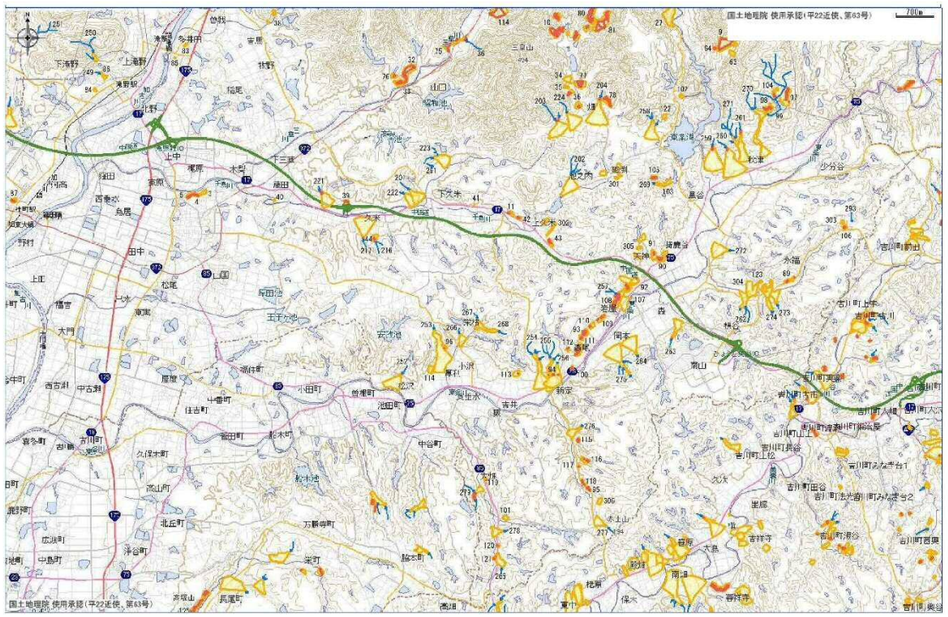	
4　土砂災害警戒区域位置図　④ 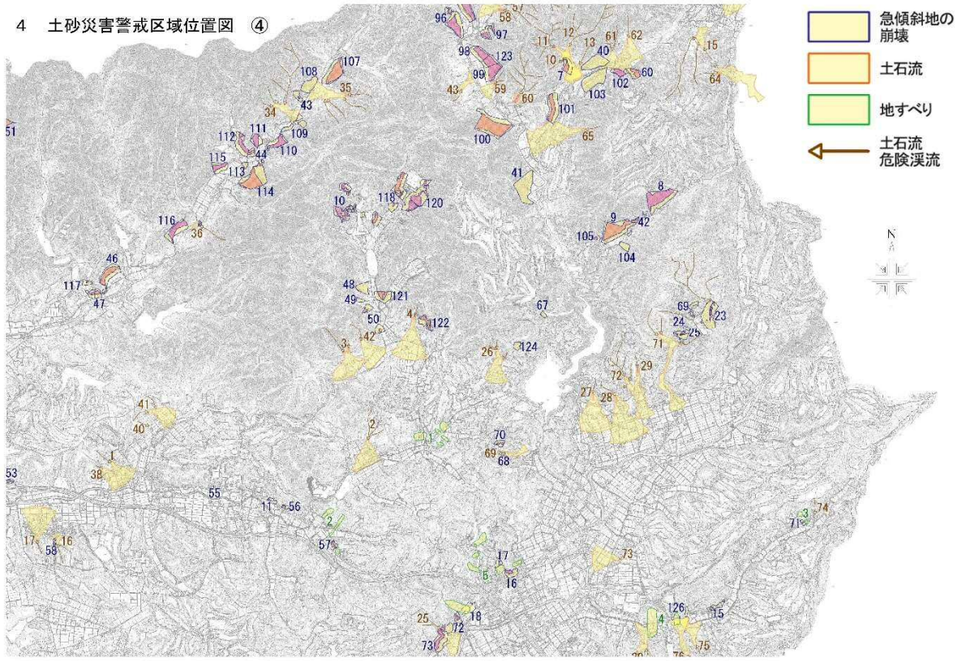 		

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
4　土砂災害警戒区域位置図　⑤ 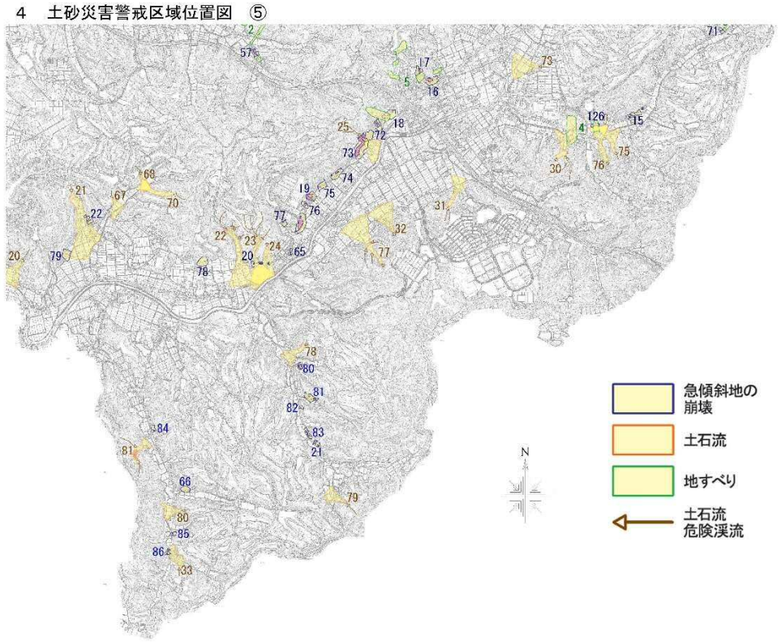 ５　防災関連施設位置図　（略） ６　水防法 水防法 （昭和二十四年六月四日法律第百九十三号） 第一章　総則（第一条・第二条） 第二章　水防組織（第三条―第八条） 第三章　水防活動（第九条―第三十二条の三） 第四章　指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条） 第五章　水防協力団体（第三十六条―第四十条） 第六章　費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条） 第七章　雑則（第四十五条―第五十一条） 第八章　罰則（第五十二条―第五十五条） 附則 第一章～第八章　（略） 附　則 1　この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。	５　防災関連施設位置図　（略） ６　水防法 水防法 （昭和二十四年六月四日法律第百九十三号） 第一章　総則（第一条・第二条） 第二章　水防組織（第三条―第八条） 第三章　水防活動（第九条―第三十二条の三） 第四章　指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条） 第五章　水防協力団体（第三十六条―第四十条） 第六章　費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条） 第七章　雑則（第四十五条―第五十一条） 第八章　罰則（第五十二条―第五十五条） 附則 第一章～第八章　（略） 附　則 1　この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。	

【新旧対照表（水防計画）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
2　国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。 （平一七法三七・全改） 3　国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。 （平一七法三七・全改） 4　国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。 （平一七法三七・全改） 附　則　（昭和二七年七月三一日法律第二五八号）　抄 ～　附　則　（令和三年五月一〇日法律第三一号）　抄　（略） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	2　国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。 （平一七法三七・全改） 3　国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。 （平一七法三七・全改） 4　国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。 （平一七法三七・全改） 附　則　（昭和二七年七月三一日法律第二五八号）　抄 ～　附　則　（令和三年五月一〇日法律第三一号）　抄　（略） 附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）　抄 （施行期日） 1　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一　第五百九条の規定　公布の日	水防法改正に伴う附則の追記